

明治後期の思想と教育

本 山 幸 彦[※]

は し が き

明治時代の教育は、明治19年、文部大臣森有礼によって、その制度的、思想的な基礎がきづかれて以来、一貫して国民の国家的自覚の養成と、国家の人材の育成を目標に、国家主義的立場から進められてきた。

森によって確立されたこの教育方針に対し、基本的に対立するような教育的立場や、それを支持する在野的な政治勢力及び社会勢力は、明治時代を通じて、ほとんど現われなかったといっている。そして、この基本的方向の確認は、必ずしも、国民の倫理的統一を目的にした教育勅語の発布をまつまでもなく、国際社会の中における明治日本の地位に対する客観的な認識にもとづいて行われていた。だが、さまざまな政治勢力や社会勢力が、この方向に対して基本的に賛意を表したといっても、それはどこまでも国家の教育方針としてであり、決して、その時々文部当局者の教育政策に追随するという意味でも、出来上った制度そのものを、無条件に受け入れるということでもなかった。

小論では、基本的には明治国家の教育方針と一致しながらも、政策や内容の面でさまざまな批判を展開した在野的教育運動をささえた教育世論、及び教育思想の動向と、これらの批判に答えて漸次修正され、具体化された明治後期における教育の展開を、これら狭義の教育界の諸思想を動かした広義の思想界の動向との関連においてとらえ、とくに当時の国家像、国民像の形成に大きな役割を果たした国家主義、世界主義あるいは国民主義、個人主義などの内容が、日清日露という二つの戦争を経過することによってどのように変化し、それがどのような形で教育世論の形成に作用するにいったかを考察したい。

一 明治二〇年から日清戦争まで

明治20年代の初頭、帝国憲法が制定され、明治日本は近代国家としての形式的な法体制を確立したが、その内容においては、内外ともに近代国家としての面目を保持する国民的自覚は成長しておらず、いまだ独立した近代国民国家の実をそなえてはいなかった。明治政府は、外に対しては帝国議会開設以前に、独善的に条約改正の急速な実現を画策し、明治10年末から、いわゆる欧化政策を展開し、西洋列強をして、西欧化日本の現実を認識せしめ、問題の解決をはかろうとし、

* 京都大学助教授

内に向っては、議会政治や外来文物の導入による社会秩序の急激な混乱を予想し、国民を内面的に統一しようとして、教育勅語を發布した。

政府は教育勅語の勅語という権威と、その包括的な内容によって、国民の思想を統一し、国家教育の理想をしめそうとしたが、その内容があまりにも抽象的であっただけに、内面的に国民の教育思想を統一することができず、かえってキリスト教徒との論争を惹きおこして思想界を混乱せしめ、その結果、いたずらに勅語という権威のみが外面的・形式的に教育を規制するという弊害をもたらした。それゆえ、20年代の教育界も、実際においては、当時の思想界を支配した有力な思想によって、左右されざるをえなかった。

当時の有力な思想として、徳富蘇峰の平民主義＝国民主義や、陸羯南、三宅雪嶺らの国粹主義、及び教育勅語に根拠を求め、平民主義やキリスト教に対立した保守的な伝統思想の台頭が考えられよう。これらの思想は何れも、明治10年代の末に、政府が条約改正の手段として奨励した欧化主義政策への批判を直接の契機とし、明治初年の文明開化以来顕著になってきた功利的な思想傾向の克服をめざし、さらに、従来の啓蒙主義的諸思想に特有な普遍的合理主義的傾向に対立し、具体的に日本の歴史と、日本のおかれている国際的な現実に立脚して、国家と国民の理想をしめすため、20年代の初頭にあらわれたものであった。

まず、蘇峰についていえば、彼は明治19年、『将来之日本』によって思想界に登場し、平民主義による国民国家の建設という方向をめざしつつ、翌20年、20年代思想界のトップを切って、雑誌『国民之友』を発刊した。その創刊号は、たちまち万に及ぶ売れゆきをしめしたといわれている。彼は新日本の形成に青年の活動力を期待し、同時に社会発展の方向をスポンサーの社会進化論と、マンチェスター学派の経済理論によりながら、産業社会の実現に見出し、その社会の担い手として平民＝市民を考えていた。彼のいう平民とは新らしい国民にほかならなかったが、当時の彼の思想は、必ずしも、国粹主義や国家主義とはあい入れない急進的なものであった。

だが、その急進性は決してたんなる啓蒙的観念的なものではなく、日本の現実と、歴史に対する次のような具体的な認識にもとづいたもので、そこにこの時代の思想としての特色をもっていた。その一つは、「今日の世界は開化人が暴虐を以て野蕃人を吞滅するの世界なり。抑も亦我日本の前途は如何^①」というように、西欧列強のアジアに対する圧力の認識であり、その二は、「隠密なる政治上の変遷^②」で、平民階級の台頭の実証として、慶応義塾における士族と平民の生徒の比率が、明治13年を境として逆になり、15年には平民が57%に上昇したという事実をあげたように、たんにスポンサーを受け売りしていたのではなかったことである。さらに第三に、彼が平民主義を唱えた根拠の一つに、彼の父をもふくめた熊本の郷土・庄屋層が、横井小楠門下の実学党として、幕末期の村落行政でえた体験を生かしつつ、維新以後の熊本県政に、指導的な役割を果たしたという歴史的事実への認識があったことである。

① 『将来之日本』明治19年

② 『国民之友』17号、明治21年

このように、彼の思想はスペンサーや、マンチェスター学派に依拠して世界的視野の下に人類発展の方向を教えただけでなく、同時に日本の現実のなかで具体的にその根拠をあげることににより、来るべき日本の未来像を先きどりするという新鮮さをもち、ここに多くの人々をひきつけた所以があった。

それだけではなく、教育の面でも、蘇峰がこの時代に果した役割は小さくなかった。彼はこの時代の伝統主義者たちが提唱した「儒教主義」の復活や、東西道德の「折衷主義」を批判し、あるいは「学制」以来行われてきたたんに新文明を解するための「偏知主義」教育を斥け、普通教育を立憲政治の基礎として、「小学校は平民社会のヒナ型なり」という立場から、人間教育という本質において確立すべきであると高唱し、そのためには「世界道德の観念の合一したる点を抽て之を我邦の国情に適用せしめ」^①ることを徳育の原理として、その基礎の上に「節操あり、真骨頭あり、独立の精神を有し、自尊の氣象に富み未だ容易に他人に向て腰を折り膝を屈せざる所の敢為勉励直截執着なる国民」^②をつくれといひ、その方法として彼が教育界にすすめたのが、「或る実物的の目的に向て心を勞し、若くは体を勞する」^③ことを教え、自立自活を教える「労作教育」であった。「労作教育は、児童をして智、徳、体育に、無限の効を及す」^④全人教育だというのが、彼の教育論の中心であった。

この立憲国民の育成をめざす彼の教育論は、日清戦争以後、進歩的な智識人の積極的に支持するところとなり、教育の官僚的指導にもとづく画一化、固定化、形式化への社会的批判を呼びおこす思想的な伏線をなしていた。

次に雪嶺や羯南の国粹主義は、内容的にいえば民族主義だといっている。彼らはみな西洋思想に理解をもち、現実の世界情勢に通じた若い世代の人々であった。彼らの思想は雪嶺が政府の欧化政策に対して、「外政内政共に国家自らの立場を考えねばならぬと云うに思い及んだ」^⑤といひ、羯南がこの「旨義」は「ナショナルティーの原則」にもとづいて民族の「自由及幸福を全うす可き」^⑥主義であり、その本質は「保守的論派にあらずして進歩的論派」^⑦だといったように、何れも民族独自の価値を再発見し、日本の将来に新しい道を求めようとするものだった。たとえば、政論家羯南は、天皇の道德的政治權威を、立憲政治に結びつけ、官僚専制や政党の私利追求を抑えようとしていたし、雪嶺は、日本民族の文化創造力への再認識をといていたのである。ここで、彼らの思想を詳細にあとづける暇はないが、三宅雪嶺は、その後も明治、大正を通じて教育批判を展開しているので、彼の思想をごく簡単に要約し、国粹保存論の一面をあきらかにしておこう。

① 『国民之友』96号「小学校及び小学教育」明治23年10月、

② 『国民之友』84号「小学校の徳育」明治23年6月、

③ 『同上』133号「労作教育」明治24年10月

④ 『国民之友』133号「労作教育」明治24年10月

⑤ 同上

⑥ 三宅雪嶺『明治思想小史』大正2年3月、丙午出版社

⑦⑧ 陸羯南『近時政論考』明治23年

雪嶺の国粹論は、決して固陋な伝統主義ではなく、「自国の為に力を尽すは世界の為に力を尽すなり、民種の特色を発揚するは人類の化育を裨補するなり^①」というように、国家と世界との相互関連に着目し、彼自身がもつ西洋哲学の教養とあいまって、世界的文化的な視野を前提するものだった。彼の思想は真、善、美という人類普遍の理想の実現を目的とし、実現の手段として、国家または個々人の個性的な活動を強調するところに特色があり、彼のこのような考えを支えたのが、明治25年の『我観小景』^②、及び42年の『宇宙』^③でしめされた宇宙有機体論にほかならなかった。

彼によれば世界、国家、個人はそれぞれ絶大な有機体である宇宙の一細胞にほかならない。一般に有機体を構成するそれぞれの細胞が、それぞれ個別的な役割をもつように、世界を構成する各々の国家にも、国家を形づくる各個人にも、それぞれ個別的な役割と能力がある。この細胞としての国家や個人の能力の自由な発達を許すことが、すなわち世界の文化を進化させ、真、善、美の実現につながるとされていた。彼はこのように能力発達の手段として、国家や個人の自由な活動を要求し、日清、日露戦争以後、日本の近代化が進む反面、国家や社会の組織が確立するとともにあらわれてきた教育制度や教育活動の固定化に対し、批判的な役割を果たすことができたといえよう。

最後に保守的な伝統的諸思想についていえば、明治22年森有礼の暗殺に端的にしめされたような、まさに政府の欧化政策に対する直接的な反動、もしくは欧化主義の波にのって、10年代の末から勢力を復活してきたキリスト教に対する伝統的な破邪顕正の性格をもつ露骨な復古的潮流が、その中心であった。たとえば鳥尾小弥太、川合清丸らの国教大道社、神官関係者の惟神学会などの反動思想をはじめとし、温健な保守主義の立場に立つ西村茂樹の弘道会も、伝統的な道徳的価値の源泉を神、仏、儒、もしくはその修正の上に求め、国体論をふりかざして、欧化思想に挑戦した。

彼らは当時すでに「高天原派」^④とよばれ、明治の空気を吸って成長してきた若い世代の思想家には相手にされてはいなかったが、彼らは国民道徳を教育勅語によって統一するため、内村鑑三のいわゆる不敬事件（明治24年）や、久米邦武の神道研究（明治25年）を攻撃し、井上哲次郎とキリスト者との間に闘わされたいわゆる「教育と宗教の衝突」（明治26年）を契機に、キリスト教を不当に圧迫し、教育界の進歩的な分子の追放へと世論をかりたてていた。この思潮は明治年間を通じて、遂に消滅することなく、貴族院の一部にその座をしめる保守主義者たちは、折にふれて国体の危機をととなえ、教育内容の近代化をさまたげつづけてきたのである。

明治20年代の思想の概観は、一応これだけにとどめ、次にこのような思想を背景として、日清戦争までの朝野の教育活動についてのべてみたい。まず在野の教育界からはじめよう。

① 『真善美日本人』明治24年 政教社

①②③ 何れも『現代日本文学全集』巻5『三宅雪嶺集』所収。昭和6年1月、改造社刊

④ 長谷川如是閑『ある心の自叙伝』朝日新聞社刊昭和25年6月

当時の教育界、とくに教員の世界では、森文相の国家主義教育政策を支持し、国粋教育を謳歌しようとする意識が強かったようである。たとえば明治23年5月24日全国の教育者880名が参加した第一回全国教育者大集会では、国家的教育か個人的教育かが議題となったが、「演場挙手して茲に一同国家万才と大呼し^①」て国家主義教育に賛成しているほか、同日、議長の伊沢修二が「忠君愛国ノ元氣ヲ養成煥発スベキコト」、「国家教育ノ本義ヲ講明シ、其ノ主義ヲ貫徹スベキコト」を要領に謳う国家教育社の創立を提唱したとき、直ちに300余の会員があつまり^②、24年の5月頃には社員総数が5650人に、25年8月には7000人に発展し^③、明治26年10月28日、文相井上毅の箝口訓令によって国家教育社の活動が規制されるまで膨張をつづけていたことから、その一端がうかがえよう。

また、明治24年4月の全国教育連合会では、小学校修身書国定の件を決議してこれを文部大臣に建議し、その後貴族院や衆議院で行った同じ建議の先駆者となったのも教員の世界であったし、天皇、皇后の写真を尋常小学校に下賜することを請う件を可決したのもこの連合会であった。さらに教育論においても、かつて森文相の下に文部省御用掛であった日下部三之介が、明治21年6月『国家教育策』を著わして尚武主義を論じたのをはじめ、教育学者湯目補隆も『国家教育論——一名尚武造士策』をかき、何れも教員界に迎えられていたし、十年代の末に従来『大日本教育会雑誌』とならんで創刊された『教育時論』^④や、日下部の『教育報知』も、ともに国家主義的色彩の濃厚な雑誌であった。

蘇峰は教員世界に国家主義的傾向が強い理由として、彼らの権威主義的な意識をあげ、「殊に驚く可きは地方小学校の文部省を以て本山視すること是なり。……彼らは殆んど文部省を以て道德の製造場と做し居る者の如し、されば彼の小学教員の如きは自ら信ずる所なく、只文部大臣の鼻息を窺い、只命是奉ぜんとする者の如し^⑤」とのべていた。

このように教員の世界ではたしかに国家主義意識が強かった。だが、この教員たちを組織し、在野的な立場に立って展開された伊沢修二の国立教育運動の内容は、必ずしも保守的、反動的とはいえないものであった。国立教育運動とは、明治25年8月、仙台で開かれた国家教育社第2回大会のとき、伊沢が全会員7000人に試みた小学校教育費国庫補助の必要の訴えに応じ、これを政府に迫って実現させるため、国家教育社の別動団体として組織された国立教育期成同盟会の運動のことである。彼らのいう国立教育とは、森の小学校令が授業料による運営を立てまえとしていたことに反対し、その規約でいったように、「公費ヲ以テ国民一般ニ必須ノ教育ヲ受ケシムルヲ云フ^⑥」のであり、その運動形態は、「国立教育ノ目的ヲ達スルノ第一着トシテ、小学校教育補助

① 東京日日新聞 明治23年5月27日

② 上田八郎著『伊沢修二』昭和37年10月刊

③ 同上

④ 明治18年発刊

⑤ 『国民之友』84号「小学の德育」明治23年6月

⑥ 前掲『伊沢修二』

金ヲ国庫ヨリ支出スル法律ヲ制定セラレンコトヲ帝国議會ニ請願^①スベシ」とするにあつた。

この運動は教員の政治活動を厳禁した井上文部大臣の方針により、明治26年10月、いわゆる箝口訓令によって一度は弾圧されたが、やがて伊沢は広く超党派的に貴衆両院議員の有志政治家、湯本武比古ら有力な在野教育家とはかり、明治27年6月、近衛篤磨を会長とする学政研究会として再生させる。そして、学政研究会は学制改革問題、教育行政の改善、教育費問題、教員待遇問題の改善をめざして、明治の末年にいたるまで、議會や世論を動かし、その実現を政府に迫りつづけたのである。

このように、国立教育運動は、いわば民間教育者と政治家を中心とする文部省への批判活動であつたが、そのねらいは、森によって制度的、思想的に確立された国家主義教育体制に、財政的裏づけを要求し、いわば国家主義教育を名実ともに完成しようとするにあつた。彼らが文部省と対立したのは、そのイデオロギーにおいてではなく、国家主義教育実現の手段をめぐるであつたといえよう。この運動の動機をなしたのは、明治21年4月の自治制の実施であつた。自治制がしかれて以来、市町村会が教育行財政の実権にぎり、地方の教員たちは、市町村会の行った教育費の切りつめ、教員待遇の改悪、未就学児童の就学対策の不適切などに不満をもち、国家による国民教育の保障を強く望むようになる。伊沢はこうした彼らの要求を、組織の力で実現するため、教育社の結社を提唱したのである。

では、この運動を指導した伊沢の国家主義はどのようなものであつただろうか。彼は既にのべたように23年5月、全国教育者大集会で国家教育社の設立を提唱したが、つづいて6月1日、国家教育社懇親会をひらき、この席で、彼は「国家教育社設立の要旨」を演説した。この演説には、その後の彼の行動を支えた国家主義の思想が、ほぼいづくされていたのである。

彼はこの演説で、まず彼の国家観を説明して、「吾輩が所謂国家は万世不變不滅の精氣を有し土地、人民、社会、經濟の四要素に由り生々進化發達の形態を具するものなり。或る学士は此の活動せる大機関を以て生活せる人身に比す。其説誠に適切にして能く吾輩の心を得たるものなり^②」といい、国家有機体論をとるのである。次にこの国家有機体論を、ドイツ流の国家人格説にむすびつけ、元首は自我、立法権は意志、行政権は行為であるという。国家を人格に比定した彼は、つづいて、人格に個性あるごとく、国家にも個性あることを説き、日本の個性、つまり国粹を、万世一系の皇室を元首に仰ぐところに求め、国粹論を国体論として展開した。

このように国家の意義を解明して後、彼は国家教育のあるべき姿に説きおよぶのであるが、これについて、次のようにのべていた。「此に吾輩の最も注意を要するは教育の事たる元米之を国家必須の事業と認むべきか否やの問題なり。抑々国家が一大活機たる以上は、其精神上の發達に就きても自ら其責に任ぜざるを得ざるは喋々を要せざる所なり。其精神の發達を謀るは教育に依らずして他に何物に依るべきぞ^③」と。つまり、彼は国家人格説を唱えることによって、はつきり

① 同上

② 信濃教育会編『伊沢修二選集』昭和33年7月刊

③ 同上

と教育を国家の責任に帰属せしめ、国家の教育に対する責任を追求することによって、当時の教育社会における要求を正当化し、国家をして、その当然の責務である国民教育の保障を実現させる理論的武器たらしめようとしたのである。

国立教育運動を指導した伊沢の国家主義は以上のごときものであったが、伊沢がとくに国家有機体論をもって社員に訴え、彼らの要求を合理化しようとし、それに成功したことは、当時、『日本人』などの影響で、国家有機体思想が、一般の教員社会にもひろがり、伊沢の訴えを理解する前提をなしていたからだと考えられるし、また国立教育の訴えが、教員の経済的地位の向上、貧民子女の就学問題を実質的な内容としていたことは、蘇峰の平民主義の主張とも無関係ではなかった。したがって、国家主義を名として進められたこの運動の実体は、必ずしも教育内容における国家主義だけを主張したのではなく、教育の実質的進歩の実現をめざし、20年代のまろまろの思想的影響に動かされて進められてきたものであったといえよう。

このような在野の教育動向に対し、文部省の教育政策はどのような思想的影響の下に展開されていたであろうか。文部省の教育政策が国家主義によって貫かれていたことはいうまでもない。だが、その国家主義の裏面には、当時の進歩的な国民主義や民族主義の影響がみられ、教育内容における近代性をつくりだしていたことも否定できない。

たとえば明治23年10月に改正された小学校令は、一般に小学校教育の国家主義的性格を顕著ならしめたものと解せられ、その理由として、明治19年の小学校令が、たんに小学校をもって、普通教育を実施するところとのべていたのに対し、ここでは「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ^①道徳教育及国民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と規定している点があげられている。しかしこの規定に関して、起草者江木千之の説明をみると、小学校令の規定が蘇峰や雪嶺の思想と無関係でなかったことを無視するわけにはいかない。

江木は「之を要するに、道徳教育の基礎を授くるは、善人たるべきの地を做さしめんことを期し、国民教育の基礎を授くるは国家を組織するに適應すべき地を做さしめんことを期するに在り^②」といい、とくに国民教育については、「夫れ宇内に国を為すもの其数枚挙に遑あらずと雖も、皆其特性を存せざるなし^③」されば、一国を組織する分子たる国民をして、その特性に適應させるのが国民教育の目的だと説明しているが、ここには雪嶺などの思想との類似性がみられよう。そのほか、彼は生活教育ともいうべき「処世營業上に必須なる普通の知識技能を授くる^④」教育を、小学教育の「一大成分」とであると説いていた。

この江木の説明で、彼には普遍的な人間教育と個性的な国民教育をともに、小学校教育の目的だとする意図のあったことがあきらかで、道徳すなわち国民道徳だという偏狭さがみられなかった。この点は蘇峰が「小学の徳育は只我國民をして國民たるの資格を有し、且つは人間たるの本

① 国民教育奨励会篇『教育五十年史』大正11年9月民友社刊。

② 同 上

③ 同 上 ④ 同 上

分を有するに於て欠くべからざる道德を養わしむるにあるのみ^{①)}と小学校德育の目的を説いたのに照応する。そして、何より注意すべきことは、「高天原派」^{②)}的な反動的主張がなされていないことであろう。勿論、江木のいう道德は、蘇峰とはちがひ、忠と孝とを人間の普遍的な道德だとする保守性は強かったが、小学校で国民教育と人間教育を併存的に行なおうとした彼の意図には、国家と個人の調和を考えようとする進歩性が存したことをみのがしえないだろう。

江木にみられるような国家と個人の調和という考え方は、もっとはっきりした形で当時の政府首脳伊藤博文にもみられたところであった。明治22年3月25日、伊藤は京都府会議員の請に応じ鴨東の中村楼で、議会設立の意義について演説したが、そのとき彼は「国家を標準とするの説」と「各個人を以て機軸とするの説」は、何れもかたよっているといい、「各個人と国家の二者は必ず相待て進まざる可ざるをみる。……是を以て国家の利益と各個人の権利幸福とは相待て併行進歩せしめざるべからず」、「而して議会を起すの主眼は此両者の調和を図り、相併んで発達せしめんことを欲するに外ならざるなり^{③)}」とのべていた。

明治20年代の文部省の政策として、小学校令のほか、当時の思想との関連の上で注目すべきものは、この伊藤をたすけて、憲法制定を準備した井上毅の政策がある。彼が文部大臣になったのは、明治26年3月であったが、その教育政策も国家主義を強力に進めた反面に進歩的な傾向をひめ、彼の政策は意外にも徳富蘇峰の支持するところであった。蘇峰はいう。「明白に語れば、井上毅氏が文部大臣たるに方って、多くの望を囑せざりし者あらば、吾人は其の一人なりき。……吾人は井上氏に向つては学問官化政治より多くのものを予期する能わざりしなり。然れども彼は吾人の予期したるよりも、多くの事を為せり。天下の公議、若し彼を助けなば、更らに多くの事をなさんと欲するものの如し。……修身書中の極端道德を排して、正経、中和、日常の生活に於て行ふべき、平民道德を執らんとするが如き、従来の文部大臣が、夢にだも知らざる所。……其普通国文を以て国民文学を起さんと欲するが如き、或は実業教育を普及せしめんと計るが如き、民間普通の議論を採りしにすぎずと雖も、亦た以て井上氏革新の志を了すべく、自ら筆を執つて新聞雑誌に孝子節婦の伝記を投ずるが如き、多とするに足るものある也。元勳内閣の政弊革新なるもの、姑息因循天下を失望せしめんとするに當て、独り文部の施設のみ、勇往断行の趣ありと、天下識者の認識を蒙むるもの、亦怪しむに足らざる也^{④)}」と。

また井上毅も早くから蘇峰を認めていた。蘇峰が処女作『第一九世紀日本の青年及其教育』を世に問うたとき、その思想を高く評価したのも彼であつたし、蘇峰が明治20年、『国民之友』(2号)で「外交の憂は外に非らずして内にあり」をかき、内を忘れて外のみを奔る外交政策を攻撃し、あわせて反動的国粹主義者の動きを批判したときも、井上は「至極同感であるとの賛成^{⑤)}」し

① 『国民之友』84号「小学の德育」明治23年6月

② 前掲『ある心の自叙伝』

③ 『明治文化全集』正史篇下。

④ 『国民之友』131号「文教は大事なり」明治26年9月

⑤ 『蘇峰自伝』昭和10年9月中央公論社

ていた。一般に国家主義官僚と目されている井上の思想には、案外進歩的な国民主義に通ずるところが少なかった。井上の進歩性は、教育勅語を起草するに際しても、「今日立憲政体之主義に従へば、君主は臣民之心之自由に干渉せず^①」との注意を山県に与えていたことからもうかがえよう。

彼の教育政策は、蘇峰の叙述にはぼつきているが、その最も重要なものである実業教育振興政策について、少し補足しておこう。彼はすでに10年代の初めから、ドイツに模範を仰ぎ、合理主義的な立場から偏狭な伝統思想を排除して、官僚組織、国家体制の構築に努力をかさねてきたが、いまや文部大臣として、国家をささえる実質的内容ともいべき経済発展に対する教育の役割を、熱心に構想するにいたった。

彼は現在の世界は生産技術の競争の場だといい、この競争に打ち勝つべく、実業教育の必要を唱え、第5、第6議会に実業教育国庫補助法案をつづけて提出し、「今日は地球上の形勢は至って平和である。其平和は形であって、其实是鉄火の争でなくして実業技芸の競争と成って居って即ち地球上各国は実業技芸製造貿易の上で斗うて居る有様である。それ故に我国は一日を怠るは国の富強、国の運命に關することである^②」とその提出理由を説明した。

合理主義者井上は、西欧における産業の進歩が、科学の発達と密接に結びついたものであることを、見逃す筈はなかった。彼は実業教育国庫補助法の成立後、明治26年11月22日訓令第12号において、この点を強調し、従来、我国実業界では、「教育ト労働トハ劃然トシテ特別ノ界域ニ立ツ」ていた欠点を指摘して、「今ニ於テ国家将来ノ富力ヲ進メントセバ国民ノ子弟ニ向テ科学及技術ト実業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ努メザルベカラズ^③」とのべたのである。

このように井上の教育政策には、蘇峰の平民社会という国家の未来像の実現につながる産業教育、つまり世界主義的傾向が、その国家主義教育の名の下にひそんでいた。明治20年代における文部省は、当時の健全な思想界の動向を敏感に感じとった政策を展開し、とくに井上には、思想界の若き指導者に表現された新しい時代的要求と時代的課題を、その立場こそ違いが同じく自己の課題としてとらえ、これを実践しようという意欲があらわれていたといえよう。それだけに、彼が明治27年8月、病気で退職したとき、かの悪名たかい箝口令の発令者であったにも拘らず、「数多き新聞雑誌も異口同音に之を惜む^④」なのである。

日清戦争までの思想界と教育界では、伝統的な諸思想が、新たに教育勅語という強力な後楯をえ、キリスト教排斥運動を背景に、国体主義の台頭を促がしたけれども、その他の思想、つまり民友社の平民主義—国民主義や、政教社の国粹主義—民族主義などは、何れも、世界的視野の下に、国家や国民の未来像を求めて主張され、その面から現実を克服しようという進歩的性格をも

① 山県有朋宛の書翰、『教育に関する勅語頒布五十年記念資料展図録』教学社刊、昭和16年

② 『帝国議会 教育議事録総覧』巻一 昭和7年厚生社刊

③ 文部省実業学務局編『実業教育五十年史』昭和9年10月刊

④ 『教育時論』349号明治27年12月

つものであった。そして、文部省や教育界も、前面には強く国家主義を押し出しつつも、内容の面では、実業教育の実施や、教員の待遇問題、不就学児童の問題などの解決への努力など、民主主義と国家主義の相互媒介による教育の近代化がはかられていたといつてよい。

二 日清戦争から日露戦争まで

日清戦争中、国民の清国に対する敵愾心はたかまり、国民的自覚が深まったのはいうまでもなく、国民は戦争が要求する愛国心を遺憾なく発揮した。この戦争では日露戦争のときに聞かれた非戦論の声はなく、後には強い非戦論をとなえた内村鑑三でさえ、「日清戦争の義」（明治28年8月）や、「日清戦争の目的如何」（明治27年10月）をかき、この戦争を進歩主義日本と保守主義清国との争いとなし、清国を覚醒せしめるのが、戦争の目的だと世界に訴えたほどであった。20年代にあらわれたさきの諸思想も、挙国一致の国民統一をめざして戦争目的達成に奉仕し、戦時中の思想界は、その思想的立場の相違をこえて、国家主義に統一されていった。

教育界においても、27年6月新たに発足した学政研究会は、戦時中、一時学制改革運動を中止して、従軍者、戦死者子弟の授業料免除、教育費補助の請願運動に切りかえ、出征軍人に、後顧の憂をなくさせることに努力していたし、伊沢の国家教育社も、明治27年11月の第4回大会では、「専心一意義勇奉公ノ聖旨ヲ貫徹スル事」という戦時下の決意と、「自己ノ勞力ヲ尽スハ勿論、猶日用ノ費用ヲ節シテ底分ノ貯金ヲ為シ、従軍者又ハ戦死者ノ子弟ノ教育費ヲ補助スル事」という出征軍人子弟の教育援助を誓った「戦時誓約」^①を結び、戦争に協力していた。

かねて国家意識が濃厚であった教員たちの間では、戦時中から三国干渉を迎えた戦争直後にかけて、過激な排外的愛国心や軍人崇拜熱がたかまり、これを児童に鼓吹するものも少なかった。たとえば秋田の大塚某という教員が、『教育時論』に「日清戦争開けてより、諸学校の修身教授一変し、妄りに英雄豪傑の事蹟を教授し、震天動地の事のみを喋々して得々たるものあり。遂には教育の大本を誤ることなからんや」と投書していることからこのことはうかがえよう。だが、現場のこうした態度は、決して文部省の指令によるものでも、在野教育界の指導者や、指導的な教育雑誌の扇動によるものでもなかった。戦時中教育界の指導者たちは、朝野とも戦争に全面的に協力したが、それは決して過激なものではなく、彼らはきわめて冷静かつ合理的な態度を持ち、現場の教員たちの熱狂をいましめ、戦時中なるが故に、むしろ本来の教育活動が軽視され無視されることを恐れていた。

このような態度は、野における強烈な国家主義教育の指導者、伊沢修二の場合でも例外ではなかった。彼はさきにのべた国家教育社第4回大会の「戦時誓約」で、「法令の命ずる場合の外、如何なる事変に際するも、教育事業を廃せざること」、「教育費は力めて減縮せしめざること」をちかい、戦争による教育の犠牲を、最小限にいとめようとし、同時に、この大会で戦争と教

① 前掲『伊沢修二』

② 『教育時論』367号、明治28年6月

育の関係について演説を行い、この戦争を日清両国の国家主義の戦争だと規定し、国土はあっても国家のない清国に対して、日本は戦わぬうちに勝をおさめているとのべ、ここに教育の成果があるといい、「元来教育というものは、戦時に於ては如何、平時に於ては如何という様なものではない。戦時にしても平時にしても、チャンと一定の主義を以て行わねばならぬもの」^①だと論じ、戦争による教育方針の動揺を防ごうとしていた。

当時の指導的な教育雑誌『教育時論』の論調もまた適切に戦時下教育の在り方を教え、戦争を名として「教育費の減縮」をはかる者に対しては、「これ実に教育の敵にして国家を衰亡の域に導かんとするもの」、^②「吾輩は飽くまで之に向て戦うの覚悟」ありと、教育の尊重を叫んでいたし、教師が子供に戦争を説くにあたっては、「虚心平氣」に、「苟も偏向する所なく」両国の事情を教えるべきで、「我日本を以て唯我独尊の地位に導き、諸外国を夷狄禽獸視する」^③ことを戒めなければならぬとさとしていた。

同誌はさらに戦争によって児童の間に急速に拡がった軍人憧憬の気運に対してもこれを憂い、「夫れ三尺の童子は極めて活発なる挙動を愛し、最も長者の談話を過信す。……是を以て学校教員にして、勇壯活発なる猛将勇卒の事蹟を談話するときは、児童等は覚えぬ知らず、精神を鼓舞し、人生軍人と為るを以て最大の名誉と為し、其他の事業の如きは、賤劣従事するに足らずと信じ、相率いて一個の軍人たらんことを希望するに至らん。是れ誠に喜ぶべき現象の如くにして、其实大に顧慮すべき事項たり、何となれば凡そ一国という者は百般の事業に従事する者によりて組織せらるべく、決して軍人のみを以て維持せらるべきものにあら^④ず」と、教員たちの軍人謳歌に冷水をあげていたのである。このような在野教育界の健全な指導的態度に対し、文部省でも井上毅のあとをうけ27年10月、官僚中最も自由主義者と称された西園寺公望が文相に就任し、戦争にとらわれない広い視野から、進歩的な教育方針を打ち出し、一般から賛否両様の意味で、世界主義だと評されていた。

西園寺文相は就任後、明治27年10月19日、東京高等師範学校においてはじめて教育意見を發表したが、その要旨は、西洋諸国の文明の進歩はまさに驚くべきもので、「此驚く可き西洋諸国の開明進歩と相併馳して共に比肩するに足る者、東洋に在ては、実に我日本帝国を措ては亦他に求むべからざるなり」、しかも教育者こそ、「我日本帝国開明進歩の原動力となり、先導者たる重任を負える者」であることを自覚し、「今後はこの精神を以て益々専心国家に尽くされんことを希望^⑤す」というもので、彼は教員に日本における文明進歩の推進力たることを望んだのであった。

その後、西園寺は28年正月年頭の抱負として、その教育方針を教育時論記者にのべたが、そのとき彼が「国民の教育を十分に於て、文明の民たるに愧じざるに至らしむ」ことを目標に、科

① 前掲『伊沢修二』

② 『教育時論』336号明治27年8月

③ 同上

④ 『教育時論』359号、明治28年3月

⑤ 『教育時論』343号、明治27年11月

学教育、外国語教育、女子教育の三者を振興せよと語ったように、彼の趣旨は日本における世界文明の実現に、教育の目的をおくもので、この三者が必要な所以を彼はそれぞれ次のように語っていた。

まず科学教育については、「余は深く科学が近世の文明に向って、著るしき影響を与えたることを信じ、後來に於ても、科学の盛衰は大に人生の命運と国家の隆替と、一個人の利害とに關することを信ずるが故に、今日の教育上には、決して科学の教育を忽せにすべからざることを主張する者なり」とのべ、外国語教育に関しては、「西洋の文明は西洋の文章言語に通ぜざれば、之を輸入すべからざるは言を待たず」といい、女子教育についても、「広く世界の有様をみるに、開化の程度高き国ほど、女子の地位も亦高し」とその理由を説明していた。

このように、世界文明を日本のものにすることを、直接教育目標にかかげる西園寺にとって、偏狭な国粹精神の強調こそ、最も排除さるべきものにほかならず、「余は原来、頑固なる宗教家の如くに物事を行うことを好まざる者なり。故に教育のことも、単に宗教的精神のみにて施すことを望まず、茲に所謂宗教的と云うのは、ヤソ的若くは仏教的と云う如き狭き義にて云うにあらず、最も広き意義にて云うなり。例えば日本人の教育として、日本魂を養うということは、必要なることには相違なけれども、之を宗教的に主張し、此ことの教育の外には、他に教育すべきことなきが如く言うは、余の好まざる所なり」と語ったが、ここに西園寺の教育政策の進歩的な本質があったといえる。

日清戦争中の文部省は、この西園寺を大臣に仰ぎ、戦争の進展とともに政界、思想界に台頭してきた一部の保守的な国家主義者や過激な教員たちの愛国心に対し、その行きすぎを是正しようと努力していたのである。

日清戦争後、国民の国家意識は急速に高まり、その後数年間、思想界にも教育界にもさまざまな内容をもつ国家主義が広がった。だが、戦勝の直後にきた三国干渉は勝利に酔った国民に、現実の日本をとりまく国際的圧力のきびしさを教え、今や日本が実際にその足をふみ込んだ国際競争の重大さを、あらためて悟らせたことから、国民の世界に対する関心も同時に高まり、日本を軸にして世界をみる国家主義的立場とともに、世界から日本をみる、いわゆる世界主義的な立場が、国家主義と裏はらになってあらわれ、戦後の思想界は日本という軸をめぐって、複雑な様相をおびてきた。

戦後の思想界と教育界の両方に、まず問題をなげかけたのは、西園寺の教育論であった。彼は日本の勝利が確定的となるとともに、ますます進歩的な旗幟を鮮明にしていって、28年3月、西園寺は東京高等師範学校の卒業式で「今や国光ヲ宣揚シ、文明ヲ誇称スルノ時ナリ、而シテ世間或ハ尚ヲ東洋ノ陋習ニ恋々シテ之ヲ改ムルニ憚ルノ徒往々之アリ。偏局卑屈ノ見解ヲ以テ忠孝ヲ説キ、或ハ古人奇僻ノ行ヲ慕イテ人生ノ模範ニ為サント欲スル者アリ、此等ハ文明ノ進途ニ障碍ヲ与ウル少カラズ^①」と、公的な式場で堂々と所信を披瀝したが、それにつづいて日清両国講和締

① 『教育時論』361号、明治28年4月25日

結後の5月24日には、高等学校長と師範学校長を官邸にまねき、今後の教育方針を訓示して科学教育、体育、女子教育、外国語教育の必要をのべた後、教育者の心構えにふれ、「20世紀の人を養成するは吾人教育者の責任にして、今日より十分其覚悟なかるべからず。若し内に安んじ外を顧みず、徒らに口大和魂を唱うるのみにして、世界文明の大勢に伴随するを悟らざるが如きは、余の取らざる所なり^①」と、再度公的に保守主義者に挑戦した。

ここにおいて、西園寺の進歩的な教育方針に対し、公人、文相としての西園寺が大和魂教育を否定するという強い反対が、偏狭な政治家や国家主義的教員の間からまずおこり、ついで文相の意見の是非をめぐって、言論界や思想界では世界主義か日本主義かという論争が活発に斗わされることになった。

このとき西園寺の意見に反対した新聞は、『日本』、『日出新聞』、『国会新聞』、『朝日新聞』などであり、その主張は、彼の意見をもって世界主義とみなし、すでに教育勅語で教育の根本が定まっている現在、あえて世界主義を唱えるのは教育方針を混乱させるのみならず、かつての欧化主義を復活させるもので、彼の大和魂の軽視は、国民性を無視し、国家的自覚をそこなうものであるというにあった。これに対し、彼の意見に賛成したのは、『国民之友』、『時事新報』、『朝野新聞』などで、その主張は西園寺の方針は、さきの井上の文教政策がもつ国粋主義的偏向を是正しようとするもので、まことに時宜に適したものである。西園寺は井上にくらべ、たしかに世界的、近代的、平民的ではあるが、決して非国家的ではなく、国家将来の教育方針の反動化を防ごうとする合理的なものだというにあった。^②

西園寺が後に当時をかえりみて、「あの教育勅語一本だけでは物足りない。もっとリベラルの方へ向けて教育の方針を立つべきものだった^③」と語ったように、彼が新らしい教育勅語の発布を考えた理由は、このような論争を体験した彼が、進歩的教育政策を実施するためには、これに反対する反動勢力が思想的根拠と仰ぐこの勅語を改正せざるをえないと悟ったからにほかならなかった。

このように戦後の思想界は、まず西園寺の教育意見をめぐって、世界主義と国粋主義とに分れて激しく争ったが、思想界の大勢は世界主義的な傾向が勝利をしめ、これに頑強に抵抗した保守的な諸思想は、少くとも表面的には、その後30年代における思想界の支配的勢力にはなりえなかった。当時、世界主義者と目されていた人々には、西園寺のほか彼の直系の思想家として竹越三叉がおり、また徳富蘇峰・福沢諭吉及びその一門、それに内村鑑三、久津見蔵村などキリスト教陣営の人々がいた。なかでも竹越は全面的に西園寺に傾倒し、彼の思想の普及をめざして明治29年7月、雑誌『世界之日本』を発刊し、戦後の思想界に新らしく登場したのである。彼は同誌発行の理由を、創刊号の社説「世界之日本」で、次のように主張していた。

① 『教育時論』365号明治28年6月

② これらの意見は『教育時論』367号、368号、369号所収の「内外雑纂」による。

③ 木村毅篇『西園寺公望自伝』講談社刊、昭和24年9月

「過來8, 9年日本国民の間に最も高く聞えたる叫は『日本人の日本』にてありしが, 34年来此声一変して『東洋の日本』となり, 今や将さに再変して『世界の日本』とならんとす。勢固より然り, 理また然らざる可らず。我輩が『世界之日本』を発行する所以の志, また此の必至の勢に乗じて, 必然の理を行われしめんと欲するに外ならざる也」。そして, 必然の勢とは日本の発展勢力そのものであり, 必然の理とは「人類の生存上における共存共制」の大法のことである。世界主義は, まさにこの日本の発展と, 人類の理法に従う最も正当な主張にほかならない。そうだとすれば, 「(日本人の日本), 東洋の日本より進んで, 世界の日本を自覚し, 世界の舞台に上り, 世界的見地より経綸を案出し, 世界的胸宇を以て列国の間に周旋せざる可らず。……『世界之日本』は敢て自ら此潮流を作ると僭越せず, 唯此潮流に乗じて進まん」と欲するのみ」。

この竹越の主張は, 本誌発刊の目的が, 偏狭固陋な国粋主義を排し, 「世界之日本を国民の胸中に印象する事」以外になかったことを雄弁に物語っているであろう。この雑誌は明治33年廃刊になったが, 刊行中には, 内村鑑三, 梅謙次郎ら進歩的思想の人々のほか, 日本主義を唱えた高山樗牛や, 正岡子規, 大町桂月らも執筆し, 日清戦争後の思想界に, 新風を吹きこんでいた。

ここで, これ以上竹越や, そのほかの世界主義的な思想家の主張に立ち入る余猶はないが, 彼らの思想的特色について一言すれば, 竹越など戦後新らしく思想界に登場した人々は勿論, 福沢や徳富にしても, 彼らがかつていただいていたような日本の後進性に対する意識が, 著るしく稀薄になり, 彼らはもはや, 日本の到達すべき理想, もしくはモデルとして西洋文明を考えていたのではなく, 現実の日本を世界文明圏内の一員として実感し, 国民の精神を文明国民にふさわしいものに育成しようとしていたことである。偏狭な国粋主義への批判は, それが理想の達成をはばむ障碍物となされたのではなく, 文明的な現実の社会における精神的な病理現象として行われていたのであった。ここに竹越のいったように, 必然の勢と必然の理法が強く訴えられた所以があり, 外的な制度, 文物の世界化を必然とみる彼らにとって, この病理現象に打ち勝つ健全な国民思想の世界化が, より強く説かれた所以があった。

こうした戦後の思想状況をかえりみれば, 世界主義に抵抗しようとする国家主義や国粋主義も, たんに伝統的なものだけを論拠にしていたのでは, 説得力をもちえないことはあきらかであろう。従って, 戦後の国家主義は, その内容においても, 世界主義的な考え方を本質的に排除するものではなく, またかつての自由民権時代のように, 民権に対立する意味での国権, すなわち国家体制の理念にかかわる問題でもなく, 国際競争に直面した日本が, 外に対してとるべき姿勢は何かという現実の問題にかかわるものとなったのは当然であろう。さまざまな国家主義のなかで, 最も人心に役じたのは, このような国家主義であった。

勿論, 戦後, 世界主義的な思想の台頭をうながし国家主義の内容を近代的なものたらしめたのは, 対外的な緊張感だけではない。戦後の数年間, 社会の各方面に急激な近代化がおこったことも, 大きな原因であった。まず経済の面では, 戦後急激に商工業が発達して資本主義経済が軌道にのり, 個人の経済活動や物質的欲望の充足を求める自由を刺戟し, あるいは経済発展の手段と

して、自由競争を肯定する意識が強くなるとともに、政治の面では、31年6月、大隈、板垣を中心とする政党内閣が出現し、国民の憲法に対する理解も深まった。さらに、この年民法が制定され家族関係が法的に律せられるようになったことも、その民法の内容が、家族主義的なものであったにせよ、家族における伝統的、情誼的結合から、近代的な権利義務的な結合へ転換する可能性が生れたことを意味し、その面から、従来の社会関係に対する反省の眼が開かれたし、32年には、維新以来、国民的課題であった条約改正が実施され、いわゆる内地雑居が始まり、国民が欧米人と接触する機会も増大し、身近に世界を意識する道がひらかれたのであった。

このような急激な明治国家の近代的発展のなかで、戦時中の報道、啓蒙活動の発達をひきついで、言論、出版事業が、飛躍的に発展した。文学界だけでなく思想界においても、総合雑誌『太陽』（明治28年刊）をはじめ、さきにのべた竹越三又の主催する雑誌『世界之日本』、光岡辰一郎の『実業の日本』（29年刊）、あるいは片山潜を主筆とする『労働世界』（明治30年）、高山樗牛の『日本主義』（30年刊）、『反省会雑誌』を改題した『中央公論』など、さまざまな主張をもつ雑誌が、戦後数年間に相ついで出版された。こうした出版界の発展も、当時の思想界に、自由で進歩的な雰囲気をつくりだすうえに、大きな役割を果たしていた。

上述のような国民の思想状況のなかで、世界主義とならび、まず人々の心をとらえた国家主義が、高山樗牛の日本主義であった。

樗牛は戦争の勝利よりも、三国干渉のもつ意味を重視し、日本主義を唱える理由を説明して、「日本の戦勝は如何に外邦の猜忌を増し、如何に国民の前途に一層の陰翳を加えたるか、戦勝の祝宴に醒めたる国民は慄然として怖れ、猛然として省みたり。是に於て、世界に於ける日本の位置ちよう観念は国民の間に最も痛切なる疑問として提供せられぬ。日本主義は是の疑問に答えんが為に起りたるものなり」^①とかたり、30年5月に、彼の思想活動を開始した。

彼は日本主義を定義して『「日本国民の守るべき主義」という義なり。精しくは国体民性に基き、皇祖建国の丕図を体認して、其の国家的大理想と国民の大抱負とを実現せむことを期する所の実践道徳の主義を謂う」^②といい、日本主義の根拠を国体論に求めたが、その思想の内容には、次のように世界主義との近似性が顕著であった。

第一に彼の日本主義には、「如何に古より我国に存在せしものにてても、又我邦に固有せるものにてても、苟くも将来の国家国民にとりて益無きもの、若しくは害あるものは、猶予無く排斥せざるべからず」^③というように、「実践道徳」の規準として、伝統的価値観念がみられず、国民に対し進歩的な立場に立つ撰択の自由を許していることである。第二に、彼の国家観は「所詮国家は人類生存の目的即ち人生の幸福を大に円満に実現せんが為に建立せられたるものなり。別に個人

① 「国粹保存主義と日本主義」『樗牛全集』第四巻。大正4年博文館

② 「明治思想の変遷」同上所収

③ 同上

④ 「世界主義と国家主義」同上所収

を離れ、初めより国家なる形式ありて吾人の自由なる活動を拘束したるにあらず^①といわれるように、その本質において、個人の利害と矛盾するものではなく、近代日本の勃興期にふさわしく、国家と個人の健全な均衡を示していたことである。

第三に、彼が日本主義と世界主義とを比較して、「目的に於ては兩者必ずしも相容れざるにあらず……また人生究意の目的を平等円満なる幸福の実現に存すとする点に於ても亦兩者恐らく相同じかるべければなり。されば其の争点は是の究意の目的を実現する方法の上に存すと見るの外なし^②」といったように、その日本主義は世界主義と相いれない思想ではなかったことである。

樗牛の日本主義はこのような諸点で、自由、個人、世界などという非伝統的な新しい価値観念とのつながりをもちつつ、「国体民性」に即して、日本から世界をみようという立場に立つた進歩的な国家主義であったといっている。だが、樗牛の日本主義の主張は、明治33年でおわり、それ以後、彼はかの「美的生活論」にみられる快樂の個人主義から、ニーチェの超人的個人主義へ、さらに宗教的な日蓮主義に転向していった。

彼が日本主義をすてた丁度その頃、明治33年5月に北清事件が、それにつづいてロシアの満州占領という事態が勃発し、日本軍の北京出兵がはじまった。このとき対韓、対満問題の自主的な解決を政府に迫る在野政治団体、国民同盟会が結成（33年9月）され、戸水寛人らいわゆる七博士が、同盟会の対外硬の運動に呼応して、日露の開戦をさげび、露骨な侵略主義をとえ、国際社会の弱肉強食を合理化するソシャルダーヴィニズムを理論的武器とする帝国主義が日本主義にかわる国家主義として、思想界にあらわれてきた。しかし、樗牛が転向した後も、その日本主義は、明治30年5月、樗牛とともに大日本協会を結成した井上哲次郎や湯本武比古らによって、過激な帝国主義におちいることなく、30年代の思想界に命脈をたもつことができ、その思想は、当時湯本が主催していた『教育時論』やその他の教育雑誌を通じて、教育界にも大きな影響を与えたのであった。

思想界においては、以上のようにまず世界主義が台頭し、これに対抗しながら新しい国家主義が出現したが、戦後の教育界でも、西園寺の教育方針に対立しつつ、「戦勝の原因としての国民教育」という認識がひろまり、名実ともに完備した国家主義教育の実現が強く要望されるようになる。明治28年5月23、4、5日の三日間、京都において、戦後初の帝国教育大会が開かれたが、この大会で、前田正名、嘉納治五郎、日下部三之介、井上哲次郎、辻新次、田口卯吉らが、戦後教育の在り方について講演し、前田は国民共同力の養成を、嘉納は海外留学を盛んにして、日本の真価を世界に知らせるとともに、世界文明の卒先者たるべき日本人の育成を、日下部は尚武教育の必要を、井上は思想的な国民統一の緊急性を、また自由主義者の田口でさえ、愛国心とともに日本人種への愛情の育成を、それぞれ望んだのをみれば、戦後教育界の世論の大勢が推察^③

① 「世界主義と国家主義」同上所収

② 同 上

③ 『教育時論』361号、明治28年6月

されよう。だが、戦後の教育界の特徴は、思想界の日本主義と同様、世界的なものを無視することができなかったのみならず、世界主義的立場から積極的な批判も強く、国家主義教育の内容について思想的な反省がはじまり、内容の面では、世界主義の摂取を通じて教育の近代化が考えられるようになったことである。

たとえば、当時の教育批判をみれば、「今日の教育の病む所は、外形にあらずして其精神なり、形式よりもむしろ内容にあり。……現代の教育の果して我國民を文明にし、性格あるものにするに足るや否や^①」とか、あるいは「由来形式皮相以上に眼識の届かざるは、わが学政の根本的弊害なるが、近來いよいよたえがたし^②」とかいう議論が、くりかえし論ぜられ、同時に教育内容についてもさまざまな意見が提出されていた。

それらのなかには、高田早苗のように立憲思想、世界主義の普及をもって国民教育の内容とせよと論ずるもの、『六合雑誌』のように、学校を「善良なる市民教育の場たらしめよ、そのために生徒の自治制を奨励せよ」（33年4月）と説くもの、あるいは、「活動的、進取的、実行的人物の育成を主眼とせよ」と訴える『教育時論』^④の意見、または田口卯吉の如く「人物育成には保護主義は禁物で、独立・独行をめざして、自由放任の教育がよし^⑤」と論ずるものなど、世界主義、進歩主義的な立場から、人間形成の目標を説いたものが、圧倒的に多かったが、就中注目すべきものは、久津見蔵村の『教育時代観』の意見であろう。蔵村はここで、「教育が時代の精神を誤解せん乎。國民は其将来を過たん。時代が教育を謬用せん乎。國家は其未来を失わん^⑥」と、教育と時代の重要な関連性を指摘し、現在の教育はこの時代との関連性を誤認し、国家主義にかたよっていると次のように批判する。「余は元來今の時代の精神を以て、歐洲の古代に於けるが如き単に國家的、國民的のものに非ずとす。一面に於ては其精神は明に爰に在るを知らざるに非ずと雖、是唯其半面のみ。他の一面には方に世界的、宇宙的の進運、炳乎として存するを見る也。此一面を忘れて、教育が單に國家的、國民的の一面のみに走るは、誤謬の甚だしきもの、延いて將來の國民を頑迷固陋に陥らしむる所以たり^⑦」。さらに彼は現代の日本は、立憲時代だという観点から、「乃ち此時に於ては專制時代の教育を以てすべからず。旧き理想は無用に於て、新しき精神を用いざる可らず。之を直言すれば、自由權利の精神、思想、宇内至高の理想、道德、世界普通の學術、技芸、悉く収めて其性格たり、万能たるの人を造るの教育を要す^⑧」と断言していた。

このような進歩的な教育論のなかにあつては、高山とならんで教育の「日本主義」、あるいは国民統一の教育を主張した井上哲次郎でさえ、世界主義を無視することができず、「国民教育と

① 同上 532号 明治33年

② 同上 551号 明治36年

③ 高田早苗著『国民教育論』33年刊

④ 『教育時論』580号 明治34年

⑤ 同上 602号 明治35年

⑥ 『教育時代観』「序」。石文社刊。明治32年12月

⑦ 同上。

⑧ 「立憲時代の教育」、『教育時代観』所収

人道教育の調和」をとき、「国民たる個人は、国民であると共に、世界社会の一員であることを忘れず、日本国民が主唱者となって人道主義を世界に実践する方向に、教育の目的を定め^①るべきであると、進歩的な意見を表明していたのである。

教育内容の近代化をめぐるさまざまな教育思想界の動向を背景にして、在野における教育運動は、戦前の国立教育運動をうけついで学制研究会を中心にはじまった。学政研究会は28年政社法によって、学制研究会と改称せしめられたが、会長の近衛篤磨はじめ、江原素六、島田三郎、工藤工幹、波多野伝三郎、楠本正隆、菊池九郎など政界の有力者や、高田早苗、伊沢修二、久保田譲、あるいは湯本武比古、日下部三之介など、貴族院に議席をもつ人々をもふくめた教育界の指導者^②が、その会員であったことにかわりはなく、この研究会でとりあげられた教育問題は、これら会員の手で帝国議会にもちこまれ、文部省の政策決定に大きな影響をあたえることになった。

学制研究会が提起したおもな問題は、教育基金問題、高等教育会議設置問題、学制改革問題、教員待遇改善問題、箝口訓令廃止問題などで、これらの問題を貫いた思想は、すべて教育の近代的充実への要求であった。これら諸問題のうち、戦勝の原因として、教育が果たした役割を強調し、国家にとって教育の重要性は、軍備充実に勝るとも劣らないことを確認するため、清国からえた償金の一部をさき、戦勝記念として普通教育の基金にせよと主張する教育基金問題は、この時代の教育における国家主義の性格をしめす重要な問題であった。すなわち、ここにみられる国家の急務として、教育を軍備に優先させようとする考え方がそれである。この考え方は、その後明治時代を通じてかわらなかった。明治34年、北清事件や満洲問題などを契機として政界、思想界の一部に過激な帝国主義、軍国主義的潮流がたかまり、教育が忘却されようとしていたとき、第15議会の貴族院で、教育界を代表した久保田譲が、あえて「学政に関する質問」をなし、「一方には軍備などは頗る盛になるに拘らず、教育の事が進まないと言うことは、国運を進めて行く上に甚だ偏輕偏重なこと」だと、政府の教育費を犠牲にした軍拡政策をきびしく批判したのも、この考え方にもとづいていた。

在野の教育界は、この考え方を基盤として政界の有志者と結び、政府部内で一番無力な文部省を鞭撻し、ともすれば軍備拡大の犠牲に供せられがちな教育予算の獲得に尽力し、普通教育の拡張だけでなく、高等教育や実業教育の拡大をも要求し、かつその実現に努力していた。したがって、戦後の教育界に一般的であった国家主義は、必ずしも軍国主義を内容とするものではなく、むしろ軍国主義を抑制しようとするもの、国力のバランスを無視する軍備拡張を批判しようとするものであったことが理解されよう。これらの諸問題は、大正6年の臨時教育会議まで持ちこされた学制改革問題をのぞき、教育基金問題は32年11月の「教育基金令」の公布で、高等教育会議問題は明治29年12月の「高等教育会議規則」の制定公布により、教員待遇問題は、33年3月の

① 『教育時論』630号。明治35年

② 高田・伊沢・久保田は貴族院議員

③ 前掲『帝国議会教育議事総覧』巻二

「市町村小学校教育費国庫補助法」及び、「市町村小学校教員加俸令」の発布によって、不十分なながらも、一応実現される運びとなった。箚口訓令は31年、尾崎文部大臣のとき、明治10年代以来の同種の訓令とともに、一括して廃止されたことは、周知のところである。

このように、教育の近代化を要求する在野の教育運動が、短日月のうちに法令化され、実施のはこびにもち込まれたことは、当時の文教当局者が、進歩的な教育方針を保持していたことを無視しては考えられない。戦後最初の文部大臣西園寺の進歩的な教育方針は、すでにのべたとおりだが、彼が31年1月、再度伊藤内閣の文相に就任したときも、この方針を堅持していたし、総理大臣伊藤博文の教育意見も、西園寺と同じであった。たとえば、彼は30年頃から竜門社での演説やその他の機会で、世界文明主義をもって社会の進歩をはかるべきだ。さもなければ、「活動する国をつくることができぬ」と、教育社会に向って進歩的教育を要求し、『教育時論』^①に記された彼の談話でも、大和魂、愛国心の如きは、本居一派の攘夷精神で、今さらこれを云々して子弟を教育するを要しない。「本邦今日の教育たる唯精神的の一方に偏倚し、国家実用の専門的學術に力をいたさざるは不可なり」と、偏狭な愛国心の排斥を説いていたのである。

また、伊藤内閣のあとをうけて、最初の政党内閣を組織した大隈重信も、我国今日の進歩は、教育普及の賜物で、教育の拡張は政策中の最大急務であると、首相就任直後、東京専門学校の演説^②でその所信をのべ、『教育時論』に発表した談話でも、「世界人類というを根本とせねばならぬ、教育は此主義でやってもらいたい」^③と語っていた。大隈内閣瓦解の後、武断派山県が内閣を組織し、その下で文部大臣に任じたのが、軍人文相樺山資紀であったが、彼は局長クラスに沢柳政太郎、上田万年、岡田良平など帝大文科を卒業した若手の進歩的官僚を抜擢し、彼らに教育政策を一任して、義務教育一ヶ年延長、小学校授業料の原則としての廃止、毎週授業時間数の縮少、発音式仮名づかいの採用、試験制度廃止、漢字制限などを規定した改正小学校令を制定（明治33年8月）するなど、軍人文相としては、かなり思い切った進歩政策を実施していたのである。

明治34年6月、桂内閣の文相となった菊池大麓も、彼がその就任中、諸学校や各地の教育会で行ったほとんど100回にも達するほどの講演の内容をみれば、国民の企業心の発達を期して産業教育の振興を希望し、経済尊重思想の育成をさまたげる軍国主義的精神主義を斥けようという教育方針を、一貫して保持していたことがわかる。たとえば明治35年3月、東京高等師範学校の卒業式では、「忠君愛国の心を養い国家的観念を植えることに付ては現今各学校に於て充分重きを置くと雖も、其手段に於て尚未だ尽さざるところあり、国家は独り政務及軍事を以て立つものにあらず、農工商等の実業は富国の要素なることを忘るべからず、官吏となり軍人となるのみを以て忠君愛国の道とすべきにあらざるなり。国民に経済思想を注入し、企業的精神を起さしめ創始の気象に富ましむるは最必要のことなりとす」^④とのべている。この菊池文相のとき、35年の末、

① 『教育時論』484号、明治31年

② 『教育時論』479号、明治31年

③ 同 上

④ 田所美治編『菊池前文相演説 九十九集』大日本図書株式会社、明治36年刊

教科書事件が発生し、その結果、小学校教科書の国定が断行されたのであるが、37年4月より使用を義務づけられた第一次国定修身教科書の内容も、30年代における文部当局者の進歩性を示すものであった。

もともと教科書国定の要求は、文部省よりも、在野の政界、教育界に強く、彼らは29年2月、第9議会の貴族院の建議をはじめとし、貴衆両院や高等教育会議が、しばしば建議を行ってきたが、彼らがそれを要求した理由には二つの面がからみあっていた。その一つは、主として高等教育会議や、学制研究会につらなる衆議員議員の主張したもので、国費をもって低廉な教科書を作成し、普通教育費の軽減をはかり、あわせて教科書検定にまつわる汚職行為を絶滅しようという合理的なもの、他の一つは貴族院をその代弁者とする政界、教育界の保守主義者たちが主張するように、国民道徳に対する国家主義的統一の要求に由来していた。彼らは樗牛の転向の前後から、急速にひろがった思想界の個人主義や、資本主義経済の発展とともに、社会に浸透した利己主義や自由主義的な意識を、国民道徳の頹廃だとみなし、この頹廃した意識が、普通教育に反映することを恐れたのである。

30年代の思想界には、国家主義、世界主義の流行の反面、日清戦争によって深められた外に対する国家的、民族的自覚に刺戟され、さらに一步すすめて、内における国家に対する個人的自覚や、自我の本質を求める要求が青年達の間にたかまってきた。樗牛が「美的生活論」で主張した自我実現の倫理、「人生本然の要求」という問題は、国家主義、世界主義に満されなかった彼らの心をとらえ、青年達の間には、自我の本質を求める懷疑煩悶の時代がはじまった。清沢満之の雑誌『精神界』（34年刊）や綱島梁川の神秘的宗教思想などは、懷疑煩悶の青年たちを駆って、宗教にむかわせた。彼らの個人主義へのあこがれは、積極的に国家を否認しようとするものではなかったが、彼らは天下国家という問題からはなれ、ことさらにそれに無関心たろうとしていた。

徳富蘇峰は30年代後期における青年の個人主義的思想を、物質的個人主義と精神的個人主義にわけ、次のようにのべていた。「現代青年は個人自覚を得たと共に国家的自覚若しくは其一部を失墜したるが如し。個人的自覚の物質的に偏したるものは所謂拝金者となり、其比較的健全なるものは当今の所謂成功熱中者となる。而して其精神的に偏したる者は所謂失望、苦悶、落胆、厭世の徒となり、其比較的健全なるものは所謂人生問題の研究者、若しくは空想迂僻の大天狗となる^①」。

このような青年の思想状況が教育の場に及ぶことを恐れた政界、教育界の保守主義者たちは、32年2月第13議会で修身教科書を国定とし、「全国就学児童の徳行を同揆の下に教養し忠孝愛国の精神を啓発^②」することを建議しただけでなく、33年の第14議会では「世道人心將に危殆に赴かん」とする現在、これを救う道は「教育勅語を服膺せしむるに如くはなし」と勅語の普及を建議^③し、さらに、35年2月、第16議会の衆議院で、儒者塩谷五十足は「今日に於て此の道徳の衰頹し

① この引用は『山路愛山史論集』（みすず書房、昭和33年9月刊）所収山路愛山著「現代日本教会史論」にある。

② 『帝国議会 教育議事総覧』巻二。

③ 同 上。

て居ることは、今更私が喋々述べる必要はない。……迎も此儘で置いたならば亡国の兆^①」だとして、急速に道德教師を養成するため、帝国大学の中に倫理科大学を増設する法律案を提出していた。

文部省はこのような保守的な国家主義者の要求に応じ、33年4月、加藤弘之を委員長とし、木場貞長（文部参与官）、高嶺秀夫、井上哲次郎、沢柳政太郎らを委員とする修身教科書調査委員会を設け、吉田熊次、乙竹岩造、平出鏗二郎ら新進の教育学者を起草委員に命じ、36年12月までかかって教科書を編纂した。

だが、その内容は世界主義にもとづき、個人倫理、社会倫理、近代的職業倫理など近代市民社会の倫理が強調され、同時に外国人に対する心得をとき、排外自尊をいましめることにも、多くの配慮がなされ、国定修身教科書の編纂を要求した人たちが期待した伝統的な忠孝の臣民道德については、とくに強調された跡はみられなかった。

このような朝野の教育界をつつむ進歩的な雰囲気は、初代文相森有礼によって基礎づけられた国家主義教育の牙城である師範学校にも流れこんできた。33年5月、樺山文相は全国師範学校長会議で、師範学校の軍隊的形式主義教育を批判し、師範学校に自治、自主、個性尊重の空気を吹きこむ必要を説いたが、この文相の要求にこたえるかのように、明治34年10月開校された姫路師範の初代校長野口授太郎は、「生徒を遇するに紳士を以てすること」を立前に、試験制度を廃止し、寄宿舎に自治制を許すなど、明朗闊達な校風の樹立に努力し、従来の師範教育の方針には全くみられなかった自由教育を採用した。彼の教育方針は、36年9月に制定した「理想の教師」3綱領にあきらかである。すなわち綱領の第一では「自然ヲ楽シミ人類ヲ愛シ、国家社会ニ於ケル自然ノ位置ト責務トヲ自覚シ、遂ニ全宇宙ニ対シテ崇高温和ナル情操ヲ感得シ、之ヲ敬ヒ之ヲ喜ビ、教育ナルモノハ此ノ感情ヲ実ニスル所以ノ道ニシテソノ最高有力ナルモノタルコトヲ確認シ」と謳い、よき教師となるための人間的な豊かさの必要を教えたこと、第三では「言動風采ノ微モ敗テ或ハ苟セズ、経済ヲ整ヘ廉恥ヲ重ンジ節義ヲ持シ、独立自重、名声ニ淫セス権貴ニ阿ラス而カモ温厚篤実ニシテ親シムベク遂ニ狎ル可ラザルコト」^②とのべ、教師たるに必要な独立自重の精神を強調したことにつきていた。

このように師範教育に進歩的な傾向があらわれてくるとともに、20年代には許可されなかった文学書の閲読が、30年代には多くの師範学校で許されることになり、明治33、4年頃、東京府師範学校に以文会という創作同好会がつくられたのをはじめ、地方にあっても、岡山師範や熊本師範、秋田師範などで、桂月、蘆花、涙香、露伴、紅葉、漱石などが、生徒の間に喜んで読まれるようになったことが、当時の卒業生の懐古談からうかがえる。かくして、教員の世界にも文学を通じて、内面的に個人的自覚がたかまり、進歩的な教育方針の実践とあいまって、漸次、自由

① 『帝国議会教育議事総覧』巻二

② 『姫路師範学校の教育』。同校編、昭和11年3月

③ 石戸谷哲夫著『日本教員史研究』講談社刊。昭和33年12月

主義的な意識が浸透し、かつての威重、従順、友愛という徳目にかわる人間としての教師の在り方が、模索されるようになってきたのが、この時代であった。

それだけではなく、教育学説の上でも、20年代すでに形式化していた徳育中心のヘルバルト学説にかわり、実践教育、自然的教育、作業教育、創造教育などが論ぜられ、樋口勘次郎は、明治32年その『統合主義新教授法』で、天下国家の要請でなしに、個人が社会生活に適應できる能力を養成し、「完全なる生活」をいとなましめるため、児童の自発性を尊重する「自己活動主義」、^①「児童中心主義」の教育論を唱え、これが教育の現場に喜んで迎えられたのも、この時代であった。

三 日露戦争以後明治末年まで

日清戦争のとき、教育はそれほど大きな犠牲をこうむらなかったが、日露戦争では、教育はかなりの打撃をうけた。宣戦布告の10日後、37年2月10日、戦争による普通教育の犠牲を恐れた文部省は、訓令第3号を発し、「軍事費供給ノ必要ハ教育界ニモ影響ヲ及ボシ、新事業又ハ設備等ニ関シ一時ノ緊縮ヲ来スハ已ムヲ得ザル所トス。然レドモ之レガ為ニ教員ノ俸給ヲ削減シ、又児童ノ就学数ヲ減少シ、其ノ他教育ノ効果ヲ減退セシムルガ如キハ国力発展ノ基礎ヲ傷損スルモノナレバ務テ之ヲ避ケザルベカラズ」と、地方当局に対しあらかじめ戦時下における教育行政の基本的方針を指示し、その覚悟を促した。

戦時中の文相は学制研究会の有力な一員で、教育費国庫負担、学制改革という教育界の二大宿願を果すべき期望を担って入閣した久保田義であった。久保田は西園寺にくらべて保守的、かつ官僚的であり、道德教育の面では、国家主義の必要を説いていたが、教育制度の面では、その改善と充実を叫び、軍事に対する教育の優先を主張する点では、一貫していた。

この久保田の下で文部省は戦時下の教育の健全性を守ろうという意図を明確にしたが、戦争が要求する戦費の増大は、遂に政府をして明治37年4月、非常特別税法を公布せしめ、これによって、一般町村の地租附加税は10分の3に制限され、町村予算は減少し、これが普通教育費の緊縮となってあらわれ、教育活動は圧迫されざるをえなくなった。文部省はこの税法の公布にともない、37年4月、「学校経費に関する通牒」を発し、制限された地方予算の限度内で教育水準を維持してゆくため、二部教授法や、学級の合併によって、増加する就学児童の対策をこうずるとともに、経費節減のため、やむをえざる場合には、代用教員、専科教員、老朽教員の順に教員を淘汰することを許可したのである。その結果、37年度は就学児童数が前年度にくらべて約7万人増したのに、教員総数は3108人減じ、学級数は1576減少し、個々の教員の労働がにわかに過重となってきた。^②しかも、教員たちの労働過重は、経費節減という消極的な理由だけでなく、この戦争を契機に戦地との通信や新聞による戦況報道を読む必要から、にわかにたかまってきた一般社会の教育要求の増大という積極的な理由によっても、もたらされた。つまり、教員たちは当時各地

① 前掲『日本教員史研究』所収

② 同 上

に設立された夜学校や青年会の教育をも分担せしめられたのである。従って、この頃から教員たちのあいだには、「虎の巻」を使って授業を間に合わせるものがふえ、文部省の意図に反して教育の質的な低下はまぬがれがたいものとなってきた。

このような教育状況に対し、学制研究会は、同じく4月20日、「教育は生産事業中根本的の生産事業なり」、人材の育成は一朝にできるものではない。勝敗に拘らず、教育を盛んにして戦後にそなえるべきだと決議し、文相及び全国市町村当局に檄を飛ばし、戦争による教育活動の低下に警告を発していた。しかし、政府も戦時下なるがゆえに、教育を戦費の犠牲に供していいと考えていたわけではなく、37年7月、天皇は「軍国多事ノ際ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスベカラズ其局ニ当ル者克ク励精セヨ」と、沙汰を下し、教育尊重の意志を表明したが、このことも政府当局が地方当局に向い、経済的困難を克服して、教育活動を振策せしめようとした苦肉の策にはかならなかったといえよう。

この戦争中国民の敵愾心の高揚は日清戦争当時の比ではなく、日清戦争当時でさえ軍事色の強かった教員たちは、日露戦争を迎えてますます戦時色を濃厚にしていっていった。学校では児童に向けて戦争目的や軍事談が語られ、軍国思想や敵愾心が鼓吹された。だが、今度の戦争でも朝野の教育指導層の態度は冷静であった。戦争勃発とともに、非合理的排外意識が児童や生徒間にひろがるのを憂いた久保田文相は、宣戦布告の37年2月10日、地方長官に訓令を発し、「今や露国と事を構うるも、固と是れ平和を永遠に克服するが為なれば、学生生徒が客気に驅られ露国民に対して嘲罵を逞くしてはならぬ」といましめ、同年9月には、戦争唱歌について「敵国にも相当の礼儀をつくし、仮りに罵言、嘲笑の意味あるべからず」とさとし、在野教育界の指導者たちも、ともすれば、行きすぎにおちいる現場の教師に対し、「修身授業が殆んど戦争談でみたされる如き、教育上不祥の影響多し」と批判し、教育の世界は朝野とも、戦前の健全な進歩的傾向を、戦時中にも堅持していたのである。

戦時中から戦後にかけて、一般の国民の間には、国家的自覚が日清戦争の後よりも、さらに高まった。日清戦争のときは、三国干渉など列強の圧迫も強く、未だ世界の日本だという実感も不十分であったが、今度の戦争では、日本が世界の文明国に劣らぬという自負心が国民をとらえ、世界に対し、従来の受動的態度をすて、積極的に働きかけようとする心構えが、国民の間に急速にひろがっていった。それだけに国民の間には、戦勝国日本の実力を、日露講和条約の成果に期待する気持も強かったのである。

戦後の思想界の一部には、戦勝の余力をかり、侵略主義を唱え、一挙に領土を拡張しようという露骨な帝国主義が、まず台頭した。かねて主戦論を唱えてきた戸水寛人ら七博士は、戦後各地の教育界の招きに応じ、日本今後の方針として、領土拡張、世界併呑の急務を呼び、領土拡張に

① 『教育時論』686号、明治37年。

② 同 上。698号、明治37年

③ 同 上。679号、明治37年°

よって^①はじめて日本の市場が拡大し、国内産業の発展が可能となり、日本の近代化が実現されるのだと説いていた。彼らは日露講和条の内容があきらかになるとともに、これに不満の意を表明し、屈辱講和反対の世論を扇動して、政府を攻撃したが、戸水の行為は大学教授として分限をこえたものであるという理由で、戸水は文部当局によって休職処分に処せられるという事件さえひきおこした。七博士の言論は、条約に対する期待を裏切られ、政府に対する不満を爆発させ、38年9月5日、条約破棄、戦争継続、政府糾弾をスローガンとして、日比谷に国民大会を開いて政府を攻撃し、官憲と衝突して流血の惨事をひきおこすほど興奮していた世論の動向に投じ、戸水の処分は直ちに政府攻撃の好材料として、思想界の大問題となった。

戦争直後の社会や思想界は、戦争の終結を急ぐ政府と対立し、このように戦争の継続、領土の拡大を呼ぶ帝国主義的な思想が、表面的には大きな勢力をしめしていた。だが、講和問題をめぐる一時的な民心の興奮が静まると、戦勝によって一挙に高められた日本の国際的地位を維持し、発展させるべき道として、国家、国民の近代的発達をはかろうという世界主義的な考え方が、戦前よりはるかに強くなり、思想界の主流を占めるにいたった。

三宅雪嶺は戦後の思想界におけるこのような傾向について、次のようにのべていた。「戦勝の為に国威が揚り、強国の仲間入りし、国家として大に誇るべき位置に上ったと同時に一国を標準とせず、世界を標準とし、世界に於ける人類として如何にするが最も幸福なるかを考うる傾向を生じた。俄に変化の起ったのではなく、西園寺文相の頃から世界主義の名が用いられ、侯自ら其の奨励者であると伝えられたが、世界の強国と戦い之に勝てば、観察の範囲が頗る広くなり、動もすれば東西南北を一目に見るような感じをする」^②。

たしかに、日露戦争直前から戦時中には、30年代における資本主義経済の発展にともなって発生した労働問題を背景に、キリスト教的人道主義と結びついて発展してきた社会主義運動のなかから、内村鑑三、西川光二郎、木下尚江らキリスト者や幸徳秋水、堺枯川らの社会主義者が、日清戦争の時には全くみられなかった非戦論をとえ、七博士の過激な国家主義に対抗するほど、世界主義的な思想が実践的勢力をしめしていたし、戦後直ちに起こった上述の戸水事件の場合でも、世論や大学教授たちが、戸水を助けて文部省に対決したのは、屈辱的講和反対という愛国心に対する共鳴もあったであろうが、大学教授たちを動かした最大の理由は、美濃部達吉教授が「教授ノ言論ハ宜シク自由ナル可シ、権力ヲ以テ之ヲ牽束スルハ妄ナリ、其ノ偶々自己ノ政策ニ反スルカ為ニ即チ以テ其ノ口ヲ箠セントス、是レ権力ノ乱用ナリ、既ニ法ヲ乱用シ、又権力ヲ乱用ス、事ハ一戸水氏ノ上ニ係ルト雖モ吾等豈ニ黙シテ止ムベケンヤ」^③とのべたように、「大学の独立」と「学問の自由」を官権の圧迫から擁護しようという点にあったことをかえりみれば、非戦論とはその内容こそちがっていたけれども、そこにはやはり世界主義的な考え方が、国家権力

① 戸水寛人著『回顧録』参照。明治37年9月、有斐閣書房

② 前掲『明治思想小史』

③ 『国家学会雑誌』19巻10号、明治38年10月。

を批判する原理として、実践的役割を果たすところまで成長していたことが理解されよう。

このような世界主義的な思想傾向は、日比谷事件と戸水事件を契機に、日露戦争を担当した桂内閣が退陣し、39年1月、これに代って政友会を背後にもつ西園寺内閣が組織されるとともに、社会的にも一般化して行く。西園寺内閣は、桂内閣にくらべ自由主義的であり、社会主義運動に対しても、寛大な態度を示し、明治34年5月社会民主党が結成と同時に禁止を命ぜられてから5ヶ年ぶりに、39年2月、片山潜、堺枯川、西川光二郎らの日本社会党の結党を公認していた。

こうした世界主義的思想の普及を背景に、教育界の言論も、近代的な人間の形成を求める傾向が強くなる。さもなければ、戦後の日本は国際競争に打ちかちえないと考えられていたのである。かつて日清戦争の直後には賛否こもごもだった西園寺の世界主義も、日露戦争後の教育界では、さして抵抗もなくうけいられるようになった。30年代のはじめにおいては、必ずしも全面的に世界主義を支持していなかった『教育時論』も、39年末の「本年終刊の辞」において、この年の四月、西園寺が地方長官会議で、「国民発展の淵源は教育にあり、教育の要は広く智識を世界に求め、短を捨て長を取り、大いに文化の光を宇内に制すを規するにあり」とのべた趣旨に賛成し、「今や我国は挙国一致の統一的施設よりは、分化的^①的世界的教育急要なるの際なれば、全然西園寺侯の意見に賛同すべき時期に達したりといわんか」といい、世界主義的教育の必要を訴えたことから、教育界における一傾向は察せられよう。

当時教育界で世界主義的教育思想の普及に、大きな役割を果たした一人に、高田早苗がいる。彼は学制研究会の一員であっただけでなく、明治31年大隈内閣の尾崎文相の下で、高等教育局長をつとめ、その後早稲田大学の学監として、在野教育界に大きな影響力をもち、日露戦争後、帝国教育会や早稲田大学、その他教育関係の集会で、しばしば進歩的な教育意見を発表していた。彼は戦後教育の方針として、立憲的精神と世界的視野をもつ人物の育成こそ、当面の急務であるとき、今後の日本は世界政策を実行し、平和的に世界の舞台において活動しなければならない。そのためには「個人主義と国家主義の調和によりて世界的活動を試むる所の人物を作る」べきだ^②といい、「私の考えでは己と云うもののために図ればそれが国家の為めになり、又国家が盛になれば己の為になる。此点を能く理解するように人間を拵え上げて往かねばならぬと思う。……其考が段々発達して行けば即ち国は自分の物、自分の物だから国に尽さなければならぬという考も自ら出てくる。これが真の立憲的精神である^③」とのべていた。

また、日清戦争の直後、新しい角度から国家主義教育を唱えて教育界の理論的指導者と目されていた谷本富は、日露戦争の直前に欧洲留学からかえり、その後、欧洲の現情をかえりみれば、個人主義教育でなければ国運を発揚できないと、個人の個性的伸張をはかる「新教育」を主張し、39年11月には『新教育講義』を出版して、全国の教育界に「新教育」の新風を吹き込んでいた。彼が個人主義教育を必要とした所以は、日本人の長所といわれる挙国一致の性格の裏面に、「画

① 『教育時論』781号、39年12月。

② 「戦後の日本は如何なる人物を要するか」『高田早苗教育時言』所収。明治39年刊

一的で個性を尊重しない」こと及び、「自治自助」という独立心が欠如していることという二つの大きな短所がひそみ、この短所の故に、真に自覚的な挙国一致ができないのではないかと、戦争は「無智の一致」で勝ったとしても、「戦後実業を盛んにするに至っては夫れでは出来るであろうか」^①という危惧にもとづいていた。

彼はこの短所を克服するため、「新教育」においては、忠君愛国教育の偏重をさけて、国民に権利、義務の思想をそだて、立憲制や自治制を十分活用できる国民をつくるとともに、「全世界の人間と交際する様になりたい、全世界中の人間と吾々とは元来互に相同じきものである」という「類同心」即ち、「世界主義」もしくは「人道主義」的な思想をもつ人物を養成し、あわせて平民的、近世的、活動的、奮斗的な「活人物」を育成しなければならないとのべていた。そして、その方法として彼が提唱したのが、自然に順応して、児童の天性をのばす教育、彼のいわゆる「活教育」あるいは「自己発展主義の教育」であり、この教育によってはじめて、「国家の為めを計るは即ち自分の為めになり、自分の為め即ち国家の為めとなる」^②立憲国民の育成が可能だとしていたのである。谷本と先述の高田とが、全く同じように個人主義と国家主義の調和されたところに理想的国民像を求めていたのは、戦後の進歩的な教育思想の在り方をしめすものとして興味ぶかいところである。

日露戦争後の数年間、教育界にはこのような進歩的な教育論が盛んであった。だが、高田がいうように、個人主義と国家主義とを調和し、私利と国利とのバランスをたもたせるためには、まさに両者をつなぐカナメとして、彼が強調した国民に対する立憲思想の育成こそが肝要である。このカナメのないとき、私利と国利とのバランスは破れ、国家と個人は分裂する。ところで、明治末年、三宅雪嶺が当時の青年に顕著な「反国家思想」の原因として、「嘗て文部省の上官が、政府の為め、自らの為め、青年を政治より遠ざくるに務めしこと頗る与れり」とのべ、尾崎行雄が同じく明治の末、『日本新聞』で「我国には全く政治教育なし、目下の急務は政治教育にあり」^③といったように、明治の日本では、思想的にも教育の面でも、国民に対する立憲思想の育成がおくれ^④、石川啄木が「『国家は強大でなければならぬ。我々は夫を阻害すべき何等の理由も有っていない。但し我々だけはそれにお手伝するのは御免だ！』これ実に今日比較的教養ある殆ど総ての青年が国家と他人たる境遇に於て有ち得る愛国心の全体ではないか」と語ったような個人と国家との分裂が、戦後の青年の意識にみられる現実の姿であった。

30年代の後半から戦後にかけて、教育界において、社会的教育学が勃興し、吉田熊次、大瀬甚

① 『新教育学講義』

② 同 上。

③ 『想痕』

④ 『教育時論』935号、明治44年。

⑤ 近代日本の政治教育の概観については、相良惟一「政治意識と教育について」（『京都大学教育学部紀要』第10巻所収）を参照せよ。

⑥ 「時代閉塞の現状」、『現代日本文学全集』『石川啄木集』所収、昭和6年、改造社刊。

太郎、熊谷五郎など少壮の教育学者が、社会有機体論に依拠しつつ、個人と社会、個人と国家の有機体的調和関係を、教育学によって基礎づけようと努力していたのも、日清戦争後から徐々に一般化してきたこのような青年の意識状態をうれていたことであった。だが、戦後における個人主義の発展は、かかる全体主義的傾向の強い教育学説をのりこえて、一般には高田や谷本などの個人主義的傾向の強い教育論を普及させていったのである。

明治30年代の社会には、徳富蘇峰もいったように、すでに物質的、精神的個人主義が青年たちの間にひろまっていた。日露戦争後の資本主義経済の本格的な発展が、社会全般に物質的個人主義をますます刺戟したことは勿論だが、他面、社会組織は固定しはじめ、政治制度や官僚制度もかたまって流動性に乏しくなり、『教育時論』^①が「今を去ること10数年前にありては、一通りの教育ある者にして相当の職に在りつかざることなく、高等教育を修うしたる者の如きは引張り風となり、行く所として用いられざることなき有様なりしが、今や然らず、地位すでに大小となく充填しつくされほとんど空所なく」と指摘したような状況が、社会一般とくに官界にあらわれてきたことも、限られた帝国大学法科大学の卒業生をのぞいて、多くの私立学校の卒業生たちから立身出世の希望を奪い、自棄的な享楽生活や、物質的な欲望充足の生活にかりたてる有力な原因となっていた。

また、精神的個人主義の面でも、日露戦争後は戦前とはちがった様相をおびて発展した。文学界に代表される自然主義の台頭がこれである。戦前の精神的個人主義思想は、人生の意義、自我の本質を求める懐疑煩悶を、宗教あるいは理想によって解決しようという青年たちの努力のあらわれであったのに対し、戦後の自然主義は、「無理想、無解決」を標榜し、現実基礎をおかない人生観をしりぞけ、従来の一切の伝統的権威や社会的規範を破壊し、ひたすら、より真実なものを、人間的な自然として愛欲や、自己の人間性誠実さのなかに求めようとする青年たちの心のあらわれであった。自然主義は戦後社会にひろまった現実主義的な意識に支えられてあらわれただけに、その影響は学生だけではなく、かなり広くの青年層に及び、「吾輩が小学教員及び中等教員の性情を観察して遺憾に堪えざるは、廃頹的人生観が夙に彼らの間に流布し居る事なり。若し吾輩の観察にして謬らずば、自然主義的小説の如き、今日に於て最も之を愛読し耽読し居る者は、青年学生にあらずして、寧ろ学校教員ならずんばあらず」と『読売新聞』^②の論説が指摘したように、自然主義思想は40年代に入ると青年教員層にもかなり浸透していたと思われる。

このような国家との間に何の調和関係もみだせない個人主義が流行しているとき、日本社会党は39年3月、東京市電値上反対の大衆運動を組織し、国民の反政府的な感情を高めるとともに、機関紙『直言』や『光』を通じ、学生や教員層に対し、『平民新聞』以来の啓蒙活動を積極化し、桂内閣の社会主義弾圧政策の下においてさえ、すでに機関紙の主な読者層であった学生や教員層を、比較的リベラルな西園寺内閣の下で、さらに大量に獲得しようと努力していた。

① 765号、39年8月

② 明治43年11月22日。

もともと国家発展の手段として、世界主義を奨励してきた政府にとって、世界主義が国家に無関心な個人主義、あるいはこれと対立する社会主義に転化してくると、いかに西園寺内閣とはいえ、世界主義を国家にとって一種の危険思想と感ぜざるをえなくなる。明治39年6月、文部大臣牧野伸顯の発した「学生思想、風紀取締りに関する訓令」は、高田や谷本らのいう立憲思想や自助、自治の精神を発達させるかわりに、「風紀を振肅し、元氣を作興する」道德教育と、学校当局の監督の強化によって、社会主義と自然主義の蔓延を防ごうとするもので、戦後教育政策の上にあらわれた反動の第一歩であり、教育界の反動を誘発した最初の政策であった。

この訓令が学校教育に与えた影響について、藤原喜代蔵は、次のようにのべていた。「(この訓令をうけて教育界は)宛も天啓の福音に接したるが如き思いをなして青年に臨み、青年の沈黙黙考せるを見ては、汝意気銷沈せりと叱して、健全なる思想を懐けと叫び、新刊書や新聞雑誌を繙読せるを見ては、汝長者の許しを受けずして、何故に教科書以外の読物を手にするや……と放言せり」^①。ついで、40年4月、牧野は師範学校規程第1章「生徒教養ノ要旨」に、「忠君愛国ノ志氣ニ富ムハ教員タル者ニ在リテハ殊ニ重要トス故ニ生徒ヲシテ平素忠孝ノ大義ヲ明ニシ国民タルノ志操ヲ振起センメノコトヲ要ス」^②と規定し、教員に最も必要な道德として、忠君愛国の志操をあげたのである。

牧野文相の「思想風紀取締りに関する訓令」は、自然主義に影響され、学校当局の權威を相対化しつつあった学生を統御する有力な口実として、中堅クラス以上の教員たちには歓迎されたが、必ずしも当時の言論界、思想界のすべてを納得させたわけではなく、賛否こもごもの批評がこの訓令に対して行われた。この訓令を最も喜んだのは、海江田信義、東久世通禧、田中不二麿、野村靖ら貴族院、樞密院の保守的政治家たちであり、『教育時論』^③の伝えるところでは、彼らは「今回牧野文相が親任の始より、堂々訓示して、国家教育の方針を明にしたるを賛成し、其実行に就き此際後援を与うべしとて昨今内々協議中」であったという。彼らはすでに明治37年の暮、文部省が制定した国定『修身教科書』の進歩的な内容について、久保田文相に意見書を提出し、この教科書は「臣子として国家に対するの教義を垂るるの部分稍顕著ならざるものあること」及び、「臣民として国に対し、家族として其家に対するの義務心得を教訓するに或は稍疎なるが如くみゆ」^④と批判していたが、当時、文部省は改訂の必要を認めず、彼らの意見は採用されなかった。そこで彼らはこの牧野の訓令に乗じて、道德教育の保守化を策したのである。

彼らについて、多少条件づきで賛成したのは、『読売新聞』、『万朝報』、『日本』などで、その条件として、『読売』はこの訓令が出版統制、思想統制の口実となつてはならぬといい、『万朝』は国民道德が孔孟仁義の極端に馳せるを恐れ、『日本』はこの訓令の実行には、まず上流社会の戒

① 『明治教育思想史』Ⅱ 明治42年刊。
 ② 『明治以降教育発達史』第5巻。昭和15年竜吟社刊。
 ③ 369号、39年7月。
 ④ この文章は前掲『新教育講義』に引用されている。

心が肝要だとのべていた^①。このような若干の賛成はあったが、しかし、言論界、思想界の主流はこの訓令に批判的であった。反対意見の主なものとして、この訓令は「子弟の自由なる発達を阻害する方便教育で、大国民を養成する所以に非ず^②」という『毎日新聞』、「概していえば、牧野文相の教育政策は、復古主義にあらざるまでも保守主義なり、これ日本国民の大飛躍に害あり^③」とする『大阪毎日新聞』、「学生を中心何か欠亡するあるが如く煩悶懷疑の念をいただくは、病的現象と見るべからざるに似たり」と批判的な『時事新報』^④、島村抱月の「学生の煩悶は、西洋文明の摂取に由来する、いわば精神界における一種の革命運動ともいふべき必至不可避の大勢で、この訓令は自然の大勢に逆行するものだ^⑤」という批判をかかげた『東京日日新聞』、「空想に煩悶するは真善美の追求にほかならず、学生生徒が理想を追求するはその本分を完うする所以にして、文部大臣たるものは大に之を奨励すべきにあらずや^⑥」と説く堀尾石峰の論説をのせた『教育時論』^⑦などをあげることができよう。

また、明治39年9月13日、海老名弾正、安倍磯雄、江原素六、浮田和民らを会員とする国民作新会は、牧野文相を招いて訓令の趣旨の説明を求め、それに対して浮田は「社会主義の伝播は事実なれども、これ唯一少数者のみのことにして、大多数は温和なる進歩主義者なり、然れども自由の精神を有することも亦事実なり。文相が保守主義を鼓吹せらるるは、誠に諒とすべきものありといえども、この自由の精神を排斥するものたらざらんを望む^⑧」とのべ、牧野文相に保守的文教政策の自粛を要望していた。

だが、このように進歩的な批判が強かったにもかかわらず、文部省の反動化政策は、41年6月の赤旗事件の直後、社会主義対策の手ぬるさゆえの毒殺だという噂を残して退陣した西園寺内閣の後をうけ、41年7月、第二次桂内閣が登場するとともに、いよいよ本格化する。桂内閣はその政綱の内務の項で、機械工業と自由競争の結果、貧富の懸隔が増大し、社会の統一と秩序がみだれ、現在ではまだ微々たるものだが、捨てておけばやがて社会主義が「燎原の勢を為すに至ては、臍を噬むも復た將に及ばざらんとす。故に教育に因り国民の道徳を養うは言を待たず^⑨」と語ったように、資本主義の発展がもたらす社会的矛盾の激化を抑制することをその任務とし、そのために教育と社会政策と警察権力との三位一体的な内治体制の確立をはかろうとしていた。41年10月13日、「忠実業ニ服シ、勤儉産ヲ治メ、惟レ信惟レ義、厚俗ヲ成シ、云々」という戊辰詔書が發布されたのは、桂内閣の施政方針を象徴するもので、この内閣の文相が、山県系の内務官僚小松

① 以上の意見は『教育時論』（763号、明治39年6月）の「時文一束」によって知ることができる。

② 同 上

③ 同 上

④ 同 上

⑤ 同 上

⑥ 同 上

⑦ 777号、39年11月。

⑧ 『教育時論』771号、明治39年6月。

⑨ 徳富猪一郎編述『公爵桂太郎伝』大正6年2月刊。

原英太郎であった。

教育評論家横山健堂は小松原のことを、彼はたんに桂内閣に列した文相ではなく、桂内閣を代表する文相であるとのべたが^①、小松原は内務大臣平田東助とスクラムを組んでその教育政策を遂行した。彼は戦後の教育界にひろがった進歩的な思想に逆行して貴族院に蟠居する伝統主義者の意見をいれ、国体主義、国粹主義の立場から、保守的な教育政策を展開した。たとえば、さきにもべた東久世、田中、野村らの修身教科書批判、あるいは日本弘道会の尊王、敬神、家族主義の徳目にかけるという同書への批判に従い、明治24年、「民法出デテ忠孝亡ブ」と社会組織の近代化に真向から反対して以来、一貫して祖先教を提唱し、家族国家観を説いてきた穂積八束を編集部長として、修身教科書の全面的改訂を行い、明治44年、家族主義にもとづく伝統的な敬神崇祖や、忠孝道德の浸透を目的とする第二次国定教科書をつくり、43年、44年には師範学校や男女中等学校の修身科教師を集めて道德講習会を開き、穂積を講師として家族主義道德の普及、徹底をはかったこと。明治33年の改正小学校令に規定された漢字制限に対し、同じく貴族院からだされた歴代天皇の詔勅すら読めない国民ができるという批判をいれて、41年9月省令によって漢字制限を廃止したこと。内務省の報徳会を根拠とした地方改良運動に同調し、社会全般の風紀を廓清し、醇風美俗をそだて、いわゆる不健全な思想を追放するため通俗教育、つまり社会教育の普及、発達をはかったこと。42年1月、これまで学生生徒が自主的に行ってきた講演会、記念会、運動会に対し、「学生生徒活動監督」訓令を発したこと。同年9月の直轄学校長宛に発せられた「修身教育振起」訓令などがそれである。

明治43年5月、幸徳事件が発覚した後、桂内閣の内務省は、社会主義に対する弾圧を強化し、文部省は国体主義の道德による国民思想の統制をさらにおしすすめて行く。それとともに在野の政界、教育界でもこの頃から伝統主義的な主張がめだってきた。43年10月、かつての新らしい国家主義教育家湯本武比古は『教育時論』の社説で、教員に向い、「地方青年を誘導し、……健全な思想を鼓吹し、醜怠なる思想に接せしめざらんことを努めよ」^②といい、44年1月、同誌の社説では、国体教育の主眼を敬神に求める「国家教育宗」の確立を提唱し^③、衆議院議員荒川五郎は、44年2月、『教育時論』に投稿し、海外危険思想の流入を防ぐため、思想的鎖国を行うべし、もしそれができないなら、忠孝を大体とする教育の根本的改革を行えとさけび、44年2月には、貴族院で「国民道德教育の振興に関する建議案」^④が提出され、物質文明の進歩によって忠孝觀念が動揺せぬよう、教育勅語、戊辰詔書の精神を貫徹する教育を要求していた。

このような朝野の教育界をとりまく反動的な空気は、学生、生徒の世界にも入り込んだが、このことは34年5月、幣原視学官が地方の中学校、師範学校に漢学熱が流行し、論語が生徒間で盛

① 横山健堂著『文部大臣中心トシテ評論セル 日本教育の変遷』中興館書店、大正2年11月。

② 同誌 917号。

③ 同誌 927号。

④ 同誌 931号。

⑤ 『帝国議会教育議事総覧』巻3。

んに読まれていると報じ、44年4月の『時事新報』は、現在出版界の一流行として古典文学の翻刻をあげ、「今の青年学生は西洋の新知識を求むるに熱心ならずして、徒らに古風なる思想を慕うものの如し」とのべていることからもうかがえよう。

教員の世界においても、国体論者が勢力をしめてきた。文部省が編纂した修正国定日本歴史教科書（明治43年刊）における南朝、北朝併存説に対し、『大日本史』の主張する南朝正統説の立場から攻撃を加え、客観的な歴史的事実を国体論の犠牲に供したかの「南北朝問題」を、最初にとりあげたのが、峯間信吉をはじめとする学校教師たちであった。^①歴史教科書の南北朝併立説は、すでに明治37年修正以前の歴史教科書に採用され、当時は何ら問題とならなかったのであるが、これが改めて問題化し、国体主義をふりかざす桂首相や小松原文相の心胆を寒からしめ、議会において野党の政府攻撃に利用されたところに、幸徳事件以後の政界や教育界の特色をみることができるだろう。

だが、こうした極端な国家主義政策や教育界の世論のなかで、教育が国体擁護の武器として、全く反動的な役割のみを担わされようとしていたときでさえ、進歩的、世界主義的な立場から、桂内閣の教育政策を批判した声がないわけではなかった。たとえば文部省の修身教師講習会を批判して、「修身教師の欠点は、家族本位の道徳を知らざるところにあらずして、個人主義の道徳を知らず、人格本位の道徳を全然意識すること能わざるにあり」と正しい個人主義の確立こそ、時弊を救うものであると説くもの、あるいは43年12月、大隈重信主催の国民教育講習会で、浮田和民が「道徳は時代に適應して社会の福祉をはかるべきもの、立憲の世には四民平等の道徳なかるべからず。道徳の標準は内心の自覚にあり、人格主義たるべし。封建の世は祖先を尊びしが、今後は子孫の発展を第一とせよ」^②とのべたように、家族主義道徳が時代錯誤の道徳たる所以を指摘するものなどがあった。

谷本富も依然として各地の教育会で「新教育」を唱え、43年姫路の講演では、「旧来の教育法は範を過去に求む、新教育はこの方法をとらず。自家拡張を極旨とし、区々の習慣・故俗にとらわれず、偉大を志し、雄飛を期し、独立自営の人物たれ」という意味のことをのべ、伝統的価値にとらわれた文部省の道徳教育を、側面から批判していた。

桂内閣の教育政策は、国家の近代的発展にともなって必然的にあらわれてきた社会的矛盾に対し、本来とるべき処置をおこたったいわば政治の貧困の一時的なあらわれであった。大正時代に入って、自由主義教育の運動が高まり、教育における近代化が急激にすすむのは、明治時代の教育政策に大きな影響を与えていた世界主義的思想が、桂の政策によって破壊されるほど弱いものでなかったからである。

① 横山健堂編『峯間廉水伝』昭和8年9月。

② 『教育時論』921号、明治43年11月。

③ 『教育時論』927号、明治43年12月。

④ 『教育時論』904号、明治43年6月。

む す び

明治時代の国民教育を貫く基本的な指導理念が国家主義であったということは疑いえない事実である。だが、一般にいわれているように、その国家主義の内容が、忠君愛国をイデオロギー的な支柱とし、軍国主義や侵略的な帝国主義のみでみたされていたと考えるならば、そして、それがとくに日清戦争以後、明治後期の教育において顕著になったのだと考えるならば、それは必ずしも当時の教育内容や文教当局者の意図を客観的に評価しようとしたものだという事はできない。

本稿はこのような一般的な見解に対して再検討を加え、あわせて、明治後期の指導的な諸思想が、どのような国民の理想像をえがこうとしていたかを解明しようとしたものである。このことは、本稿が日本の国際的地位と資本主義的生産力を飛躍的に向上させた日清、日露という二つの戦争を中心に、思想と教育の展開を三つの時期に分け、とくに戦争がどの程度、国民教育に軍国主義や帝国主義を浸透せしめ、国民統一の思想的根拠として伝統的な道德教育を復活せしめたかという点に注意しつつ筆を運んだことによって、理解されるだろう。

しかし、明治時代に関する限り、意外にも戦争を媒介にする国力の発展を国民教育に期待するという事実は少なく、また、戦争が教育目標の形成に与えた影響も大きくはなかった。勿論、戦争と教育の結合を要求し、軍国教育の必要を叫んだ声があったわけではなく、国民統一のため、臣民道德の確立と普及を主張する声がかかれなかったわけではない。こうした声は政界や教育界の一部にも、さらに広く国民の保守的な感情のなかにも、一貫し根強く存在していた。本稿でとりあげたような明治後期の指導的な諸思想は、本来、このような根深い保守的な思潮を抑え、批判することにその使命を見出していたといっていよい。

このような諸思想は、明治日本の資本主義的発展の線にそい、戦争による日本の国際的地位の向上とともに、国民に対して世界的視野の拡大を求め、国家的自覚の基礎として個人的自覚の必要を訴え、世界に処する国家の道として、軍事的膨脹よりも自由な経済的発展の方向を教え、そのために個人主義と国家主義の調和、世界主義と国家主義の調和を国民教育の目標にすべきことを文教当局に向かって説いていた。

明治30年代の文教当局者も、保守主義者の声をきくよりも、このような思想的潮流を尊重し、国家主義の基本方針を堅持しつつも、国家発展の方法としては、教育目標のなかに、できるかぎり世界的、普遍的、合理的な内容を取りいれようと努力してきた。このことは本稿でのべたとおりである。

だが、明治40年代に入って、社会主義対策をめぐり、強力な官僚層と警察を中心に、地方の名望家層を背景とする内務当局の国民教育、社会教育への介入が強化されてくる。内務省の教育への干渉は、必ずしもこの時にはじまったのではなく、従来にあっても、現実国民教育の在り方を指導する地方当局が、文部省よりも内務省の意向を尊重するという形で、除々に行われていた。地方の教育現場における保守性は、文部省の指導によるよりも、むしろ内務省が陰で引く糸にあ

本山：明治後期の思想と教育

やつられていたが故であったと考えるのが妥当であろう。明治後期の進歩的な諸思想は、この内務行政の圧力に対し、文部行政の独自性を支える役割を果たしていたともいえるのである。

明治後期の国民教育の全貌を具体的に把握するためには、内務省の教育への干渉、またそれを支持した社会勢力の教育に対する要求などを無視することはできないと思われる。だが、思想と教育界の世論及び文教当局の政策などの関連を主たる対象とした本稿では、この問題に深入りすることができなかった。今後よりさげるべき問題として、ここに指摘しておきたい。